

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算及び基本構想特別委員会会議録（３）（20．3 定）			
日 時	平成20年 9月22日（月）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時06分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	斉藤（陽）委員長、斎藤（博）副委員長、千葉・吹田・中島・山田・ 佐藤・新谷・横田 各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育各部長、会計管理者、小樽病院事務局長、 消防長、監査委員事務局長、保健所次長、選挙管理委員会事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、中島委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

秋元委員が千葉委員に、鈴木委員が佐藤委員に、成田祐樹委員が吹田委員に、菊地委員が新谷委員に、濱本委員が横田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

○横田委員

◎教職員の査定昇給制度について

まず、教育委員会にお尋ねいたしますが、教職員の査定昇給制度についてお尋ねいたします。

今年 1 月、これに反対してストライキがあったわけですが、まず基本的に教職員の勤務評定といいますか、査定に関してですが、地方公務員法第 40 条と地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 46 条に若干の根拠があるわけですが、これについて内容をお知らせください。

○（教育）学校教育課長

まず地方公務員法第 40 条は勤務成績の評定についての規定ですが、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定されています。

一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 46 条も勤務成績の評定についてですが、ここでは「県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。」と規定されています。

○横田委員

まさしく地方公務員法に勤務評定をしっかりとしなければならないということがありますが、北海道教育委員会はずっとしていなかったというのが問題になっています。それで、今回導入し、既に試行されている査定昇給制度について説明してください。

○（教育）学校教育課長

査定昇給制度は職員個々の勤務実績等に応じた給与を確保することにより、職員の士気向上を図るとともに、組織の活性化に資することを目的としてつくられた制度で、昇給制度自体については 4 年間凍結されておりますが、今年 12 月の勤勉手当から実施されます。

○横田委員

もう一つ、学校職員評価制度というもの同時に採用されるようですが、これとの差異はどうでしょうか。

○（教育）学校教育課長

学校職員評価制度の目的は職員の資質能力の向上及び学校の活性化を図り、その成果を児童・生徒に還元することを目的として導入されるものであり、自己目標の設定や自己評価を通じて職員個々の能力開発に資することを目的としております。

○横田委員

いずれも毎日の勤務をしっかりとまいりましょうか、きちんとやっているのかどうかを評価するということですかの

で、私はこれはしっかりやっていただきたいと思うのですが、北海道教職員組合の資料によりますと、北海道教職員組合と北海道教育委員会の間でこの査定昇給制度についてさまざまな確認事項がある。先ほど具体的な内容はちょっと知らなかったのですが、新たに A、B、C、D と 4 区分になるようですが、この A と B は極めて優秀、それから優秀という区分ですが、この二つを 40 パーセント以内にするということではよかったですか。

○（教育）学校教育課長

上位区分の A 区分、B 区分については、40 パーセントが目安ということで示されております。

○横田委員

もう一つ、その上位区分に、特定の教職員のみが特定の成績区分に連続して適用されることなく、すべての教職員を対象に公平公正な制度運用を行うようにしなさいというか、確認されているということなのですが、これは例えば A、B 区分だった者が、次は A、B 区分ではなくて C なり D 区分に行く、あるいは C、D 区分にいた者が次は同じ区分ではなくて A なり B 区分に行くと、こういうふうに解釈してよろしいのですか。

○（教育）学校教育課長

その協定について北海道教育委員会から説明を受けておりますのは、それぞれの評定期間内において前回の評定を単にそのままのみにする。つまり例えば前回は B だったから今回も B だろうと、そういう安易な評定をするのではなくて、それぞれの評定期間で最初から評定をし直すということで伺っております。

○横田委員

繰り返しになって申しわけないですが、北海道教職員組合のほうの認識は北海道教育委員会と、そういう確認をしたと。特定の教職員のみが特定の成績区分に連続して適用されることなく、すべての教職員を対象としている。4 割ですから、3 年に一遍はだれしもが必ず上位区分になるというふうに確認をしているということなのですが、そういうことはないというか、北海道教育委員会からは聞いていないということではよろしいですか。

○（教育）学校教育課長

この制度につきましては、北海道教育委員会からも査定の手引や質疑応答集などを配布していますが、その中でもそのようなことは記載されておりませんし、そういう説明も受けてはおりません。

○横田委員

学校現場に何かそういう文書が流れているというのは御承知ですか。

○（教育）学校教育課長

たぶん北海道教職員組合と北海道教育委員会の間での交渉経緯の話だと思うのですが、確かにその経緯の中には紛らわしい表現が出てくるかもしれませんが、その点について北海道教育委員会に確認したところ、先ほど説明したとおりの内容でございます。

○横田委員

私は北海道教職員組合と北海道教育委員会の間で 4 月ですか、このようなことをやったという詳しい内容はわかりませんが、紙になってこういうふうになっているのを危惧しているわけです。それを小樽市教育委員会が北海道教職員組合と北海道教育委員会の間でこういう確認があったので、それを追認するというふうになっては困るということを今言っているわけですが、念を押しますけれども、そういうことはないということではよろしいですか。

○教育部川田次長

今の件でございますけれども、北海道教育委員会のほうで言っているのは、あくまでも要綱・要領に定める判定基準に基づきまして、すべての教職員を対象に公平、それから公正な評定ができるようにということで我々のほうには来てございますので、今、学校教育課長が答弁したとおりでございます。

○横田委員

そうであればいいのですが、教職員の勤務評定を同じところにはだめだとか、3年に1回回せとか、そのようなのでは本来の意味というのは全くなくなるわけですので、この辺はしっかりと確認をさせていただきましたので、学校現場にもそういうことをしっかりとお伝えいただきたいと思います。

今年の12月から反映されるということですが、もう評定の作業中ですか。

○（教育）学校教育課長

6月2日から7月15日の間で一回試行を行いまして、その試行結果を北海道教育委員会で分析中なのですけれども、それを受けてまた今度12月の本施行に向けて再度通知が来るというふうに考えております。

○横田委員

校長が評定者で、教育委員会が判定者になるのかな。そういうことで12月分はこれから作業を進めるということだと思いますが、今言ったようなことがしっかりと守られるようにお願いいたします。

もう一点、この交渉に関して、勤務実績の給与への反映、いわゆる査定昇給等については、勤務条件であり交渉事項であるというふうに北海道教職員組合は認識しているようですが、これは管理・運営にかかわる事項ではないのですか。

○（教育）学校教育課長

北海道教育委員会の説明でも適正な運営を図るため協議をしていきたい、話し合いをしていきたいという形で受けているということで話を聞いてございます。

○横田委員

ですから、交渉事項だという認識ですか。

○教育部川田次長

この査定昇給制度によりまして、Aランク、Bランク、Cランクで勤勉手当などにやはり若干差がつきますので、そういった賃金にかかわる部分というのは交渉事項というふうにとらえております。

○横田委員

それはそうですけれども、間違いなくそういうことだと思うのだけれども、どうなのでしょう。私は教職員の管理あるいは学校運営に関することではないかという気もしますけれども、わかりました。いずれにしても極めて優秀、それから優秀の区分を4割にしろというのも、ちょっと世間一般の常識から考えると、そのような区分があつていいのかみたいな気もします。知事部局ではたぶん違う比率のようだし、それから学校現場に4割にしろということをおろすわけではないと思いますので、それは教育委員会のほうで学校から上がってきた評定を4割以内に抑えろとか、そういうことでいいのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

4割の部分ですけれども、北海道教育委員会からは各自治体ごとにその4割の枠という形で配分されています。ただ、各学校に対して枠的なものの設定はありません。

○横田委員

難しいですね。学校に4割でおろさないで、上がってきた評定を教育委員会がどういうふうにその4割に調整するといいますか、調整してはいけないのでしょうか。これは現場の評定ですから、なかなか難しい部分はあると思いますけれども、いずれにしても今年12月の勤勉手当、それから来年6月のときにも当然反映されるでしょうから、そのときにその4割の人たちが違う区分に入っていたり、それを私どもは確認をすることができませんけれども、決してそういうことがないようにお願いいたします。

○生活保護について

質問を変えます。

生活保護の関係について 1 点だけお尋ねします。生活保護の平成19年度の月平均の受給世帯数についてお知らせいただきたいのと、それが前年度比で増えているのか減っているのかについてお知らせください。

○（福祉）生活支援第1課長

平成19年度の生活保護の月平均の受給世帯数ということですが、19年度は3,597世帯で、前年度が3,468世帯でございましたので、129世帯増えております。

○横田委員

129世帯増えているということですが、先般の報道によりますと、保護率というのでしょうか、1,000世帯における保護世帯の数です。全道平均は24.幾らで、小樽は5位の36.幾らですが、これでよかったですか。

○（福祉）生活支援第1課長

保護率は千分率になりますけれども、平成19年度は、全道平均が24.6パーミル、小樽市は37.9パーミルとなっております。

○横田委員

全道平均よりも相当多いし、道内でも5番目に高い保護率ですけれども、なぜ小樽市がそういうふうになっているのかということについて、どのように分析されているか、お知らせください。

○（福祉）生活支援第1課長

全道の状況といいますか、小樽市は昨年度と比べて129世帯ほど生活保護の受給開始世帯が増えたのですが、理由は例年と変わってはおりませんけれども、やはり「年金収入が少ない」、「無年金である」、それから預貯金などを食いつぶしてしまったという「収入や手持ち金の減少」、そういうのが一番大きな要因を占めております。また、増える原因としては、世帯主が病気になって収入がなくなってしまった。次に、働いていても、やはり景気が悪いということで収入が減少したりする。そういうことで開始が増えております。

次に、廃止になる世帯の状況なのですけれども、これも例年変わってはおりませんけれども、死亡が一番多い。次に多いのが、やはり一生懸命働いたりして収入が増えた。次に多いのが市外への転出ということで減少となっております。結局開始と廃止のバランスを考えたときに、どうしても開始のほうが多いわけですから、その差ということで保護世帯が増えているというような状況になっております。

○横田委員

私は小樽市がなぜかという聞き方をしたのですけれども、今の答弁はたぶん全般的なことではないかと思いますが、特に小樽市として、こういうことで保護世帯が増えたのだということは何かございますか。

○（福祉）生活支援第1課長

特に増えている要因として、他都市との比較で小樽市はどうなのかという部分で考えますと、詳しく分析しているわけではないのですが、小樽市における人口構造とかやはり世帯構成というものが影響しているのではないかと。あと大きなもので言えばやはり景気が低迷している。そのようなものが大きな要因と考えられます。

○横田委員

受給の内訳といいたいでしょうか、高齢者とか、そういったいろいろな区分があるかと思いますが、この構成比についてお知らせください。

○（福祉）生活支援第1課長

平成19年度における構成比ということで、保護世帯の分け方として言いますと高齢者世帯が1,588世帯ありまして、構成比は44.2パーセント、母子世帯が457世帯で構成比は12.7パーセント、傷病・障害世帯が合わせて1,258世帯で構成比は34.9パーセント。それから、それ以外の世帯ということで291世帯あり、構成比は8.1パーセントを占めるような世帯構成となっております。

○横田委員

なぜこういう区分を聞いたかという、生活保護費を抑制という言い方をするとちょっと怒られますけれども、どんどん増えていくのを放置していいわけがないのです。ですから、手当てをしなくてもいいように市としての施策をとっていかなければならないわけですし、今聞くと高齢者の比率と障害者の比率が非常に高いということでもありますから、これは当然失業しておられるということも含んでいるのしょうけれども、何回も言いますが抑制ではなくて、今後この方々に、どういう施策で生活保護の受給をしなくてもいい状況をつくり出していくようなことを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○（福祉）生活支援第1課長

生活保護自体は国の法定受託事務ということで保護基準が定められております。確かに世帯構成の中では高齢・障害世帯の区分が多いということですが、あくまでも国の基準に従ってやらざるを得ない。それで、今後、国のほうでも、生活保護行政に対する政策的なもの、いろいろな考え方が示されておりますので、それなどの動向を見極めてやっていかざるを得ないと考えております。

○横田委員

帯広市の人口は約17万人ですが、保護費は60億円ぐらいなのです。小樽市の人口は約14万人で八十数億円ということで、もちろん単純に比較はできませんけれども、いろいろな施策によってやはり保護費を圧縮していく。いずれにしても保護費が伸びているのは間違いなさしいですので、何とかしていただきたい。

◎通院移送費について

最後に1点。滝川市の例ではないですが、3万円以上の通院移送費の調査を厚生労働省で行ったようですが、小樽市もこの件に関する調査をしたと思われますが、どのような状況だったかお知らせください。

○（福祉）生活支援第2課長

通院移送費の件でございますけれども、新聞報道にあった部分につきましては、今年1月の通院移送費の額ということでございますけれども、当市においては1世帯だけ3万円以上ということで報告してございます。

○横田委員

その内容を教えてください。

○（福祉）生活支援第2課長

この世帯につきましては、4か所の病院に通院されている状況があるということと、足が不自由な方なので、バスの利用は不可能だということで、タクシーでの通院を認めている世帯でございます。

○横田委員

いわゆる書類不備だとか不適切なことはその件も含めてなかったということで確認してよろしいですか。

○（福祉）生活支援第2課長

通院移送費の支給の際に、書類上の確認もそうなのですが、通院が必要であるという部分、それからタクシーでなければならないという部分、通院先の主治医の意見を聞くということをしなければならないというふうに、この4月から変わっております。それで、1月の部分では、一部の病院から主治医の意見書がちょっと遅れていたということがありますが、現在につきましてはすべて医師のほうの確認もとれておりますので、そういう不備は今はないというふうに考えております。

○佐藤委員

◎歯周疾患検診について

それでは、代表質問の内容を含めまして、まず歯周疾患検診についてお伺いします。

市長の再開を検討していきたいという積極的な御答弁をいただきましたけれども、その前にまず平成15年度まで

は実施されていて、16年度から中断をしているという御答弁でしたけれども、その実施を見合わせた経緯についてお知らせいただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

歯周疾患検診のこれまでの経過についてでございますけれども、保健所では昭和62年度から老人保健事業といたしまして、保健所の歯科医師、歯科衛生士が直営で40歳以上の方を対象に歯科健診を実施しておりまして、平成15年度には終了しております。経過といたしましては、昭和62年度の開始当時は受診者38名、63年度は262名、平成元年度は419名というふうに増加してきましたが、10年度に入りまして600人台を超えたところから受診者が伸び悩みまして、最終的に15年度の受診者が371名ということで、受診率に換算いたしますと1.2パーセントということで終わっております。

こういった受診率が低かった結果の原因といたしましては、保健所のPR不足があったかと思いますが、当時は広報とか、歯科衛生士歯科健康教育などを実施していたほか、歯科健診を受診していただいた方には歯科相談カードなどを渡しまして、次年度からも受診するように勧奨しておりましたが、どうしても保健所単独のPRになったことから、歯科医師会等と余り連携しておらず、そういったことで受診率が上がっていかなくなったというふうに考えております。

○佐藤委員

そういう結果を踏まえまして市長の御答弁の中には、今後、歯の健康についての市民啓発をより積極的に進めていくとありましたけれども、過去の経緯を踏まえて、どのように歯周疾患検診に取り組んでいく予定でしょうか。

○（保健所）中村主幹

来年度開設予定であります歯周疾患検診のPR方法ですが、歯周疾患については、事業の周知と歯の大切さという部分の啓発というのが大切だと思うのですが、事業の周知につきましては、今までやってきた健診事業のチラシとか、広報おたるとか、保健所のホームページなどに一緒に周知の文を入れたいと思います。この歯周疾患の対象年齢がちょうど40歳、50歳の働き盛りの方であるというようなことを考えますと、今までどおりの周知方法だけではなくて、仕事をしている方々、要するに産業歯科の部門についてもPRのチラシ、それからポスターなどもやっていきたいと考えています。

○佐藤委員

実施に当たりましては、質問の中でも述べさせていただきましたけれども、歯科医師会との連携がさらに必要だということになります。この歯周疾患検診は、保健所での実施を検討しているということですが、歯科医師会との連携というものについては、今後、どのように考えておられるでしょうか。

○（保健所）中村主幹

今までは歯科医師会との連携というのは非常に少なかったように考えておりますが、それ以上に話し合いをもって連携を進めていきたいと思いますが、今の段階では具体的には何も決まっています。

ただ、歯周疾患検診は節目健診といいまして、40歳、50歳、60歳、70歳と節目の年齢しか受けられないということから、その次の年度、40歳の方であれば、41歳のときにはかかりつけの歯科医院で受けていただきたいと考えており、どのようにバトンタッチをしていくかということについて、今後、もっと歯科医師会と協議していきたいと考えています。

○佐藤委員

いわゆる歯科医院には、それこそ歯が痛かったり抜いたりとか、歯茎が痛かったりという方が多く来院されているのは事実だと思いますし、その媒体を使わないという手はないと思います。また、歯科医師会からも積極的に協力したいというお話を承っておりますので、ぜひその辺は連携を強化していただきまして来年度に向けて準備をしていただきたいと思います。

◎AEDについて

質問を変えます。これも代表質問に関連して、AEDについて質問をさせていただきます。

教育長の御答弁の中からちょっと拾わせていただきますけれども、学校安全講習を実施して、その中でAEDの取扱いや心肺蘇生などを取り入れた内容で講習会をしてきているということでしたけれども、この講習会はどこでされているのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

学校安全講習につきましては、指導室でいろいろな研修の年間計画を立て、その計画に基づいて実施しております。

○佐藤委員

また、参加者は67名という御答弁をいただいておりますけれども、例えばこの講習会は何回開催して67名なのか。また管理職と一般教員を含めた内訳をお知らせください。

○（教育）学校教育課長

この講習会は今年度2回開催し、67名の参加者となっております。その内訳ですけれども、正確な数字はちょっと手元に持ってきていないのですが、一般教員でも大体50名以上は参加しているというふうに承知しております。

○佐藤委員

教育委員会の中で講習会を行なっているというお話ですけれども、AEDはまだ各学校に設置されていないのが事実です。それは認識しております。しかし、講習会も、例えば学校の中で起こる事故が多いことを想定されるとするならば、やはり学校現場でのシミュレーションというものが、今後は大変必要になってくるであろうと私は認識しております。今後の講習会を例えばどういう形で進めていくのか、そしてそのシミュレーションというものについて、講習をする場所というものについて、教育委員会ではどのような考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育課長

この取扱いに関してなのですけれども、まず今行っている安全講習を来年度以降も続けていって、講習受講者を増やしたい。その次に、学校にAEDが配置されてくるとなると、その段階で今度は実際そういう事故が起きたときの学校としての対応のシミュレーションを図っていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

それは、例えばAEDが学校に配置されてからその講習会をするということではなく、多くの人に知ってもらった上で実績をつくり、ぜひ学校にAEDを設置していただきたい、その予算措置をしていただきたいというような考えということでよろしいでしょうか。

○（教育）学校教育課長

まず、AEDの配置に当たっては、少なくとも現場サイドでその取扱いができる人を増やして、万が一の際にはスムーズに取扱いができるような態勢を確保して配置していくというふうに考えています。

○佐藤委員

AEDの項目の最後に、教育長からは、AEDの設置に努めてまいりたいと考えておりますという御答弁をいただきました。今はなかなかその予算もないということですが、道内の設置状況に関しては、小学校は4.2パーセント、中学校では27.8パーセントという御答弁をいただきました。仮に小樽市でAEDを設置するとしたならば、この道内の傾向と同じように例えば中学校からとか、全校一斉にとか、その辺は今どのようにシミュレーションとかお考えをお持ちなのか、もしあればお聞かせ願いたいと思います。

○教育部長

まだ1台も入っていないというような現状なものですから、教育委員会としても真剣に考えていかなければなら

ないと思っています。いずれにしてもたしか 1 台 30 万円程度と相当の金額もかかるわけですから、直ちに全部ということにはならないというふうには思っています。ただ、私どもの学校保健の関係で、学校保健会で出している雑誌とか指導の文書とかがあるのですけれども、例えば野球のボールが当たったとか、運動の中で強いショックを受けたときに細動が発生するというのも症例的には聞いておりますので、順番からすれば中学校が先になるのかというふうに思っております。

○佐藤委員

今、金額の話も出ましたけれども、リースというお話も当然承っております。また、その維持費、例えばパットを交換する費用とかもかかるというお話も聞いておりますけれども、すべてが 30 万円の機械を全部買って備えつけるという話ではなくて、ぜひそういうリースということも想定されますので、その辺も検討していただけないかと思っておりますけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

AED の導入に当たりましては、確かに機械本体を買いますと約 30 万円の価格になりますけれども、その後、維持費として 5 年ごとにバッテリー交換や 3 年ごとのパット交換というのが出てきます。委員がおっしゃられたようにリースという手段もございますので、リースでいったほうがいいのか、あるいは本体を購入したほうがいいのかというのは予算要求までには検討していきたいと考えております。

○佐藤委員

事故があってから慌てて設置ということがほかのところでもあるようですけれども、そうならないようにぜひ慎重に速やかに検討をお願いしたいと思います。

◎全国学力・学習状況調査について

質問を変えます。次は、全国学力・学習状況調査についてです。

代表質問の中でも話をさせていただきましたし、皆さんの認識もそうですけれども、当然、昨年度と同じ全国の下位に位置づけられたという今年度の結果であります。昨年度は第 1 回目のテストを受けて、調査結果概要というものを教育委員会では発行しております。この調査結果の概要を踏まえて、今年度は実施されたと思っておりますけれども、先ほども言いましたとおり、結果は昨年度と同じ状態ですけれども、この調査結果の概要に関してはどこに問題があったと教育委員会ではお考えでしょうか。

○（教育）指導室主幹

昨年度、検討委員会では指導改善に向けてのポイントを示して、各学校で改善プランを作成して取り組んでおりましたが、その効果が十分表れていないということに関しましては真しに受け止め、一層具体的な取組を示していくなどの改善が必要ではないかというふうに考えております。

○佐藤委員

以前にお聞きしたところによりますと、教育委員会から一方的にこうなさいということではなく、学校現場でつくって上がってきたものに関してアドバイスをしたり、双方向で話し合いをして、その学校に合った指導計画というものをつくられたと聞いておりますけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

委員のおっしゃるとおり、こちらのほうから改善の方向性を示して、あとはそれとともに各学校での課題を踏まえながら独自の改善プランを作成し、進めているところでございます。

○佐藤委員

教育委員会としては現場と話し合いながら、その学校に合った改善方法というものをそれぞれ検討されたということの結果ですけれども、そうすると要するに現場の指導力に問題があったのではないかということになるのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

昨年度の取組の成果が十分に表れていないということにつきましては、昨年度は改善のポイントを示してから今年度の実施まで実質 3 学期のみの期間しかなく、十分な取組ができなかったということがあります、そのほかに調査対象が一部の学年であるということで、全体としての認識が各学校で十分でなかったと、教員の意識が十分に高まっていなかったというところから、学校の組織としての取組が十分機能していなかったというところがあったかというふうには思います。

○佐藤委員

北海道の方針も踏まえてつくられた計画ですので、ぜひ指導力の向上というところが今の御答弁を聞くととても必要な部分なのかと思います。仮に指導力に何の問題もなかったらという話をしますと、あとは教科書の問題ということになりますけれども、そこまでは今のところないとは思いますが。ただ、教科書のレベルに関しても全国と小樽ではどのような位置関係にあるのか、そのことに関しての御認識はいかがでしょうか。

○（教育）指導室長

教科書のレベルについてですが、これは文部科学省の検定を通過しておりますので、どの教科書も同様なレベルであると思います。教科書を選定する際は、小樽の実情に合った小樽の地域の状況をよりよく取り上げている、そういうものを選んで選定しております。

○佐藤委員

今、小樽の実情に合わせたという御答弁がありましたけれども、まさしくこの学力テストの結果というのは、意図しなくても、全道レベルで小樽、北海道がどのレベルにあるかということが出てしまったということですね。そうすると、要するに教育委員会として、それを踏まえた指導方針に問題がないとすれば、指導力不足、そして小樽の教科書レベルも、全国的に見て、当然テスト結果に比例したものになると言わざるを得ないと私は感じます。

さらに、実は指導力に問題がない、教科書も小樽のレベルに即しているものであるから問題がないという御答弁をいただくのであれば、それでは学校に上がる以前の問題かということになりますけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○（教育）指導室長

委員のおっしゃる教科書に問題があるとか、そういうことではなくて、改善のポイントを検討委員会のほうから示していますけれども、やはり第 1 回目ということもありまして、これが 1 回目だからたまたまそういう結果ではなかったのかという学校の認識の甘さもあったのかと思います。ただ、2 回目をやってやはり同じような課題が出てきております。その中で先ほど主幹のほうからも答弁させていただきましたけれども、期間が短かったこともありますし、教員の意識が十分ではなかったこともあります。

それで、検討委員会の中でも昨年度と同じような改善策ではもうだめだ。より具体的にいつどこでだれが何をするのか、どこを改善していかなければいけないのか。例えば調査を受けた小学校 6 年生、または中学校 3 年生に対してどのような指導をするのか。それから、それ以外の調査を受けていない子供に対して学校としてどう取り組んでいくのか。ここまで具体例を挙げて取組を促していかなければなかなか改善しないのではないかと。子供たちの力を十分引き出せていないというのは事実ですから、その改善に向けて全力で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○佐藤委員

ぜひ以上の結果を踏まえて、恐らく今年度またつくられるであろうこの概要に関しては、前回と同じような様式ではなくてさらに突っ込んだ内容でわかりやすく、そしてだれもがこれを見て納得できるようなものをつくっていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎病床数について

初めに、病院についてですが、今、再編・ネットワーク化協議会等が開かれておりますが、病床数についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。

改革ガイドラインの中でも、過去3年間連続して病床利用率が70パーセント未満となっている病院は病床数の抜本的な見直しをしていかなければならないという方向性が示されております。各委員会等でも議論されておりますけれども、市立病院として、許可病床数に対して70パーセント、また、実稼働病床数に対して70パーセントなど、どのように病床数を決めていくのか、方向性についてお伺いしたいと思います。

○（樽病）総務課長

病床数の削減についてであります。今、委員がおっしゃられたように、昨年に示されました公立病院改革ガイドラインに示されているとおりでありまして、現在、両病院とも許可病床に対する利用率が70パーセントを下回っている状況であります。今後につきましては、現在、医師確保に努めている状況でありますので、この状況を見ながら効率的な病床数を決めていきたいというふうに考えております。

また、現在もそういう状況にありますが、実稼働病床数と許可病床数についてかなりの開きがあるということでは是正が必要と考えておりますので、なるべく早いうちに一定程度病床を削減することを考えていきたいというふうに考えています。

○千葉委員

今、70パーセントというお話があったのですが、それ以外で病床数を決める要素というのはないのでしょうか。

○（樽病）事務局次長

現実に実稼働病床数というのは、今そこで実際に動いて看護師などを配置して、患者を受け入れているわけです。許可病床と実稼働病床の差を埋めるに当たっては、一つには書類上の病床数ということもありますが、実際の現場としてどこの病床を残すのが効率的なのか、又は削減した病床をどこであれば有効に使えるのか、そういうことも検討する必要があるとは思っております。

○千葉委員

最近の利用動向を見ますと、小樽で入院するのではなくて、小樽以外の市に行って受診をして入院をする患者がかなり増えているとか、また、都市部の無床の病院が横ばい、もしくはちょっと減少傾向にある中でも有床の病院数が非常に顕著に減少しているという現状から見ると、やはり小樽市内で後志管内の住民の方々が安心して医療にかかって入院できる体制があるということが非常に重要ではないかというふうに感じて質問をさせていただいたのです。また、市立病院の役割として災害拠点病院という役割も大きく担っているということから、70パーセントというボーダーラインだけで病床数を決めることではないということで、今私が話したようなことにかんがみても考えたいというふうに思っているのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○（樽病）事務局長

今、災害拠点病院というお話がございましたが、確かに後志管内は市立小樽病院だけが指定されております。許可病床の考え方については、今、次長が答弁したとおり、例えば急性期でどんどん回っていく病院と結構安定して長いスパンで動く病院とによって、空き病床といえますか、余裕病床等も関係します。それを考慮していきます。災害拠点病院といっても、そのためにベッドをとっておくということはちょっと難しいと考えております。一般的には例えば4床の部屋であれば六つベッドを入れるとか、もっと大人数になってきますと病院のロビーに収容

するというのが一般的でして、実は新しい病院はロビーに酸素とか電源とかを備えているところがあります。市立小樽病院は古いので、指定はされておりますけれども、そういう施設はありませんけれども、今唯一の災害拠点病院ですので、その辺も考慮しながら、最終的な病床数は決定していきたいと考えてございます。

○千葉委員

病床数の決定というのがいつぐらいになるかのめどというのは、今時点でお示ししていただけるのでしょうか。

○（樽病）事務局次長

平成21年度中には一定程度の数を削減し、3年間の計画期間を考えておりますが、その中で最終的な調整も含めて整理していきたいと思っております。

○千葉委員

わかりました。

◎災害時の要援護者対策について

今、ちょっと災害拠点病院の質問もさせていただいたのですが、次に災害時の要援護者の対策についてお伺いしたいというふうに思います。

広報おたる 8 月号にも出ておりました。最初に災害指定避難場所の数なのですけれども、広報で67か所を避難所として指定しているということが書かれていまして、先ほど市のホームページから小樽市災害指定避難場所一覧を見ましたら、65か所になっていたのですが、どちらが正しいのでしょうか。

○（総務）黒澤主幹

今、市のホームページのほうに載っているのは、まだ2年前の数字になっておりまして、ちょっと今修正段階でして、正しくは67か所ということです。

○千葉委員

避難場所は67か所ということですね。それで報道にもございましたが、避難支援プランに向けてリストを作成しているということで要援護者という記述があるのですが、この要援護者というのはどのような方たちのことを言うのでしょうか。

○（総務）黒澤主幹

災害時要援護者の定義でございますけれども、「乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々をいう」と地域防災計画にも載っております。

○千葉委員

今、高齢者のリストづくりということに大変苦労されているようなのですが、要援護者の定義ということで高齢者の方とか障害者の方、乳幼児等々あったのですが、障害者の方々に対してはこのプランのリストづくりというのは行われるのでしょうか。

○（総務）黒澤主幹

現在、高齢者を対象といたしました避難支援プランの実態調査を実施してございますけれども、今後、障害者を対象とした部分につきましても、実態調査を実施していかなければならないというふうには思っております。

○千葉委員

広報おたるの中で障害者の方々に対してなのですが、「支援団体などに協力要請を予定」という記述があります。この協力要請をする支援団体というのは、どのような団体になるのでしょうか。

○（総務）黒澤主幹

広報おたる 8 月号に記載されております「避難支援プランに向けた小樽市の取り組み」という中で、「障害者に対しては支援団体などに協力要請を予定」という形で書いてございます。この支援団体につきましては、特に地域

に根差した町会、又は自主防災組織、さらに身体障害者福祉協会など、そういう協会・団体などにも協力をいただきながら実態調査を実施していきたいというふうに考えております。

○千葉委員

この避難支援プランは、今年いっぱいをめどにという御答弁も我が党の秋元議員の質問に対しあったのですけれども、プランは個々につくるということですが、高齢者の方とか身体障害者の方の状況は、毎日変わるとか毎年変わるという状況があると思うのです。そういう中でリストの更新とかは考えていらっしゃるのでしょうか。

○（総務）黒澤主幹

毎年、亡くなる方や障害になる方など、いろいろいらっしゃいますので、その部分の更新についてもまた考えていきたいと思っております。

○千葉委員

お考えになっていくということは、毎年行っていくということで理解してよろしいでしょうか。

○（総務）黒澤主幹

今はまだ実態調査をやっている段階でございますので、今後、名簿についての更新ということは考えていきたいと思えます。

○千葉委員

やはり高齢者の方は、今日までは元気だったのに次の日には何かちょっと体調が悪くなったり、急に容体が変わる方もいらっしゃるということで、一度しっかりしたものをつくっていただいた土台の上に、その更新とか、また年じゅう申請の受付とかを何とか考えていただきたいというふうに思います。

今、避難所の話をちょっと冒頭でさせていただいたのですけれども、支援の必要な要援護者の方々が一般の方々と一緒に小中学校、高校に避難した場合、例えば災害が何日間か続くような場合には、やはり車いすの方にとってはバリアフリーの身体障害者用のトイレがそこにあるのかとか、また、そのときにもしかしたら妊産婦の方がいるかもしれないという状況で、一般の方々と一緒に避難所での生活が困難なことが認められるような状況が出てくるということで、その避難所以外に福祉避難所を各自治体が今取り組んでおりますけれども、そういう取組に関して小樽市はどのように考えていますか。

○（総務）黒澤主幹

ただいま委員のおっしゃいました福祉避難所につきましては、いわゆる要援護者とか高齢者、障害者に特に配慮された避難所ということを言いますが、一般の避難所ではなかなか長期生活が困難となる要援護者につきましては、2次的避難所として高齢者入所施設や障害者入所施設、またデイサービス事業福祉施設など、いろいろ考えられますけれども、福祉部とも連携しながら民間等の施設の協力を仰ぎながら、今後考えてまいりたいというふうには思っています。

○千葉委員

やはり特に私たちの耳に入ってくる心配事というのは、身体障害者の方々の声も非常に多いのです。まず避難したはいけれども、そういう状況が聴覚障害の方ですとどのように入ってくるのだろうかとか、先ほど言った車いすの方ですとトイレはどうなのだろうかということで、非常に不安な声があるということです。ぜひその福祉避難所の指定、そういう状況になったときにはそういう避難所があるのだということを市民の皆様に周知していただいて、安心していただけるような環境整備にぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

◎雇用促進住宅について

次の質問に移ります。

今、市民の方から声が出ているのですが、雇用促進住宅についてお伺いしたいと思います。

雇用促進住宅の譲渡、廃止等に向けた方針の概略について説明をお願いいたします。

○（産業港湾）商業労政課長

雇用促進住宅についての御質問でございますが、雇用促進住宅はその名のとおり、勤労者向けの住宅として全国に1,532か所ほど設置されております。この雇用促進住宅の廃止に向けた方針についてなのですが、平成17年2月に雇用促進住宅の廃止が閣議決定されております。平成33年度までの15年間で、先ほど申しました全国1,532か所の住宅を民間に譲渡若しくは廃止ということが決定されたわけでございます。その後、平成19年12月に独立行政法人整備合理化計画が閣議決定されまして、さらに平成23年度までに全国の2分の1程度の住宅を前倒して廃止するということが決定したところです。

○千葉委員

市内にある雇用促進住宅の場所、棟数、住宅数とか、現在の入居状況について教えてくださいませんか。

○（産業港湾）商業労政課長

市内において雇用促進住宅は3か所ございます。まず一つは桂岡ですけれども、ここは2棟ありまして、80世帯が入居可能なわけですが、8月末現在で、8世帯の入居となっております。

次に、銭函ですが、ここも2棟ございまして、同じく80世帯の入居が可能なわけですが、8月末現在では53世帯の入居となっております。

最後に、潮見ヶ丘でございますが、ここは4棟がありまして120世帯が入居可能となっております、8月末現在で116世帯の入居となっております。

○千葉委員

このまま雇用促進住宅の譲渡・廃止に向けた売却の入札が7月末に行われて、北海道ブロックは、売却業務の委託をりそな銀行不動産営業部にしたというお話も伺っています。そういう売却に関連する中で、地方自治体のほうにも買取りの意向確認といいますか、打診もあったのではないかと考えておりますが、その辺についてお聞かせ願えますか。

○（建設）建築住宅課長

過去に市営住宅等として受けられるかどうか踏まえまして調査がございましたので、それを申し上げます。まず平成11年と平成17年の2回にわたりまして、市内雇用促進住宅の購入希望調査というのがございました。それに際しましては、財政的な事情等の理由で購入希望はないということで回答してきた経緯がございます。さらに、昨年度、雇用・能力開発機構側と市が面談をする中で、桂岡宿舍の買取り要請がございました。桂岡宿舍については、今説明しましたように入居率が極端に低いこととか、ちょっと山手にございまして立地上利便性に欠けるというような理由から、なかなか買取りが難しいということで回答をいたしました。また、その際に、銭函宿舍と潮見ヶ丘宿舍につきましても、ある程度経過年数がたっているものですから、今後、維持補修費等が増大するということから、なかなか市営住宅等としての買取りは難しいということで回答してきた経緯がございます。

○千葉委員

その買取りの金額等の提示はあったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

昨年度は具体的な金額提示というのはございませんでしたけれども、平成17年度の調査時点では、時価の評価額の2分の1ということで示されておりました。

○千葉委員

先ほど桂岡宿舍の買取りの要請があったということなのですが、現在、市内の3住宅については、それぞれどういう方向で行くのかということを市で状況を把握されている部分があれば教えていただきたいのですが、お願いいたします。

○（産業港湾）商業労政課長

まず、桂岡につきましては、もう既に平成17年から募集を停止しております。そして、今年6月に居住者に対して説明会を開催しております、機構のほうに確認しましたところ、ほとんどの方が退去について合意をされておりますので、順次期限が来ている方から退去していくというふうに伺っております。銭函につきましては、今年から募集を停止しております、今年6月に入居者の方々に対しまして書面による通知を行ったと聞いております。ただ、その後説明会を開催する予定でありましたが、全国的な動きの中で、現在はその説明会の開催は未定というふうに受け止めております。

最後に、潮見ヶ丘ですが、ここは小樽市内に3棟ある住宅のうち、唯一、現在も入居者の募集をしております。そして、先ほど説明しました全国の半分ほどを前倒しで平成23年度までに廃止するという部分には含まれておりませんので、33年度までの15年間の中のいずれかの時点で募集停止とか、そういった今後のスケジュールが明らかになるものと考えております。

○千葉委員

桂岡のほうは説明会も終わって合意をしているというお話なのですが、例えば潮見ヶ丘なのですが、全く情報がないということで非常に不安になっている住民の方々もおります。一応これは雇用促進住宅の譲渡等に関する基本方針ということで、今年の9月12日に改正になった中でも、公営住宅の入居等に関して都道府県と地方公共団体との連携を強化するとともに、転居先等に関する情報提供の整理をするということで、市との連携もって不安を与えないようにしてくださいというような通知も出ております。

そこで、この人口対策についてもいろいろ議論されていますけれども、今、潮見ヶ丘は95パーセント以上の入居率があるということなのですが、若い世代の方々も多く住んでおまして、今前倒しの中には入っておりませんけれども、これから先そういう方向であるということがある程度決まっているということであれば、あそこは昭和53年ぐらいの建築だったと思うのですが、それこそ耐震化の問題ですとか、いざそういう方針が決まったときに行き先がないとか、小樽から出なければならないという状況がないような形で、ぜひ情報提供を住民の方々にしていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○（産業港湾）商業労政課長

雇用・能力開発機構と、そしてまた、この住宅を管理されております雇用振興協会というところが札幌にございます。先般もここの担当の方といろいろ情報交換もして、今、千葉委員がおっしゃったように、住まわれている方が今後もし不安がないように適宜情報を教えていただきまして、また、居住者の皆様方にもできる限り説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○千葉委員

◎図書館の利用について

最後に、図書館の利用について若干お伺いしたいと思います。

確か前年度だったと思うのですが、報道等でもあったように図書館で、例えば自分の好きな記事を切り取ったりとかマーカーを引いたりというような本が非常に増えているということで、図書館のほうでそういう本の展示を事業として行っていたようなのですが、その後、効果というのは見られたのでしょうか。

○（教育）図書館長

傷みが激しいあるいはいたずらされた本の展示をして、若干の効果は上がったものと考えております。

○千葉委員

私もたまに本を借りるのですが、この間も休日の返却口のところで本を返却させていただいたときにちょっと感じた点を1点だけ述べさせていただきたいのですが、こんなに休日に本を返却する方がいるのだということと改めて驚いたのですが、返却口の間口がある程度広いということと、また、落ちたところに本がたまる状態、ス

ムーズに落ちていかない状態、また、ガラス張りなので中が全部見えてしまう状態ということで、本が大事に扱われていないのではないかという気持ちにもなりましたし、返却口の間口が非常に広いですね。厚い本もあるので、きっとああいう形になっていると思うのですが、手を入れたらすぐとれるような非常に危険な感じを覚えまして、ぜひ大切な書物でありますので、何とか返却口の下にクッションを置くとか、もうちょっと下げていただくとか、ぜひ何か工夫をしていただきたいということでお願いしたいと思います。

○（教育）図書館長

実は今日も休館日でございますけれども、午前の半日でおよそ100冊の返却がございました。やはり100冊近くなりますと、委員も御指摘のとおり返却口まで本がたまってしまうので、今後そういった状態にならないように、現在の返却設備あるいは方法を改善してまいりたいと考えております。そして、市民の財産であります図書を守るべく改善してまいりたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

◎放課後児童クラブの障害児受入れについて

それでは、放課後児童クラブの障害児受入れに関連して何点かお尋ねしたいと思います。

最初に、代表質問の中でいろいろ御答弁をいただいたことについて何点か質問したいというふうに思います。

まず、障害児受入れの枠の拡大に踏みきったきっかけに国の方針があったのだと、そういった御答弁がありましたけれども、障害を持った子供の放課後児童クラブの利用についての国の方針というのはどういうものだったのかをお聞きたい。

○（教育）生涯学習課長

放課後児童クラブに障害児を受け入れるに当たっての国の方針ということでございますが、以前から国のほうで子育て支援ということで、エンゼルプラン、新エンゼルプラン等で子育て支援のための放課後児童クラブの充実ということで進めていくようにということが出ています。一番直近のところでは平成19年10月19日になりますが、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名での通知がございまして、放課後児童クラブガイドラインというものが明らかになっておりまして、文言としてはこれが一番国の考えを表しているものと思いますので、ちょっと述べさせていただきますと、『このガイドラインというのは、もともと放課後児童クラブがさまざまな形態をとって行っているところから、一つは「最低基準」という位置づけではなくて、放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示す、そして望ましい方向を目指すということで出されたものである』ということ述べてまして、個別の項目について説明いたしますが、1としまして「対象児童」を定めています。「対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童も加えることができる」となっておりますが、この健全育成上指導を要する児童につきましては括弧書きの中におきまして、特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童というふうになっております。これが対象児童についての考え方ですが、もう一つ、11項目めで、「特に配慮を必要とする児童への対応」ということでうたっております。その（1）としまして、「障害のある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は、可能な限り受入れに努めること。受入れに当たっては、施設・設備について配慮すること」とうたっておりますので、次の（2）の中では、「障害のある児童を受け入れるための職員研修等に努めること」となっておりますので、以上申し上げた点が国のほうで考えている放課後児童クラブの障害児を受け入れるときの考え方と認識しています。

○斎藤（博）委員

丁寧にお話をいただいたのですが、要は受け入れる方向で努力しろというふうに書いているのではないかなというふうに思うのですが、その辺についてどういうふうに取り扱われていますか。

○（教育）生涯学習課長

委員がおっしゃるとおり、障害児の受入れについては可能な限り努力しなさいということで書いてあるというふうに考えてございます。ただ、その際に、先ほども申し上げましたガイドラインのもととなっているのが、平成17年度につくられました放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する研究会の研究結果を基にしています。その結果の中で、いわゆる障害児の受入れについての考え方を明らかにしてございまして、1項目めについては、先ほど私が申し上げたのと同じように、障害児については希望がある場合は可能な限り受入れに努めることが必要であるということをやたしてございしますが、2項目め以降に、現実には即した形での対応になったというふうに私は受け止めている項目がございまして、それを申し上げさせていただきますと、2項目めとしては、放課後児童クラブの環境条件によっては、放課後児童クラブでの受入れが困難な場合が考えられるが、障害に配慮した指導が行えるように受入れの判断を行うことが必要であるということで、受入れについては可否判断をすることが必要であるということになっております。

3項目めといたしましては、受入れの判断について、子供本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるよう、受入れの判断の基準等を定めることが求められるということがうたわれています。

さらに受入れの判断は書類確認、面接、観察などのほか、関係者が合議するなどして行うことが求められるということが、障害児の受入れに当たっての考え方ということで示されております。

○斎藤（博）委員

最初はいいのです、受け入れる方向で。その後にはたしと言って、その5倍ぐらいしゃべられると、何をどう受け止められているか全然わからなくなるのです。

それで、もう一度お尋ねしますけれども、小学校4年生以上の拡大を進めてきましたという経過があります、試行だったというようなことで。今回、5年生以上については困難であると判断するに至りましたというふうにおっしゃっているわけなのですが、そこの議論経過について、もう少し時系列的なお話をいただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

平成19年度、20年度と小学校5年生、6年生の受入れについて試行を行ってきたわけですが、今年の春からこの試行についての一定の総括といいますか、基準を出して、来年度に向けての検討をしなければいけないということではございました。具体的には、本会議でも答弁しましたように、8月の早い段階に関係する教育部、福祉部、生活環境部の担当者あるいは部長が集まって会議を行って、今回の結論に至った経過があります。

○斎藤（博）委員

改めて、小学校5年生以上というふうに学年で切った理由、困難だと判断した理由についてもう一度お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

前回の委員会で答弁したものと重複といいますか、繰り返しになる部分があるかと思いますが、まず1点目として指導員の指導の限界ということがございます。その具体的な例としまして、身体介護を要する障害のある子供がいる場合、小学校4年生までは何とか見ることができたのだけれども、5年生、6年生になりますと、大人に近いといいますか、体も非常に成長して体重も重くなる。その子供を車いすに移動させたりということが必要になります。場合によっては、階段を上がったということも、小学校あるいは施設に応じてそういう具体的な介護をするということが必要になってまいります。私どもの放課後児童クラブの指導員につきましては、介護資格につ

いては要件として定めて募集してごさいませんので、介護についてはプロではない。また、現状として全員が女性であるということもあって、体力的なことからも、体の大きくなる 5 年生、6 年生の子供については身体介護はちょっと厳しいだろうというのがございます。

今肢体不自由の子供についての限界といいますか、困難について説明をさせていただいたのですが、もう一つは発達障害、昨今いろいろ言われておりますけれども、自閉であるとか ADHD（注意欠陥・多動性障害）などの障害のある子供もいらっしゃいますので、そういう子供が 5 年生、6 年生になって非常に大きくなった場合、この間申しあげましたように、1 年生が 5 割で 2 年生が 3 割、3 年生が 2 割、そういう集団です。そういう集団の中で、5 年生、6 年生の体の大きい、こう言っては大変申しわけないのですが、行動に予測のつかない動きをする可能性のある子供を一緒にの場所で見守って保育するということの限界といいますか、困難さ。放課後児童クラブの指導員につきましては、先ほども説明しましたように、介護の資格もございせんし、結果として募集したところに、保育士あるいは小学校の教員等の資格を持っている方も約半数強いらっしゃいますけれども、特別支援教育についての資格の取得者ということでは特にないということで、先ほど身体面とあわせて、障害のある子供の行動面で、集団的な保育の中では非常に困難であるというふうに思っております。これがまず一つ目の指導員の指導の限界ということになります。

二つ目ということで、前回、集団生活のかかわりということで答弁をしました。先ほども説明しましたように、やはり 1 年生が 5 割、2 年生が 3 割、3 年生が 2 割ということで、子供の成長に伴って自立して留守番ができるということでどんどん退会されていって、1 年生が半分という集団であります。また、昨今、保育所あるいは幼稚園を済ませて小学校に上がった子供の中で、なかなか集団生活の中で協調した行動がとれない子供が全国的にも増えているということで、私は指導員のほうからも、最近の小学校 1 年生の動きの中で、そういうのはあるというふうに聞いておりますので、そうした集団の中で、同じ学年ではない 5 年生、6 年生という大きな子供を受け入れるということは、本来、障害のある子供も他の子供と同じ場、同じ時を過ごす、そういうノーマライゼーションというのが理想かと思っておりますけれども、放課後児童クラブの先ほど説明しました 1 年生、2 年生、3 年生という変則的な枠組みの中で、5 年生、6 年生の子供の受入れというのは、集団生活のかかわりということで考えると非常に難しいのではないかと、以上が二つ目です。

また、三つ目としまして、施設・設備の関係がございます。これにつきましては一つの例としてといいますか、開設場所として一番一般的なのが学校の余裕教室ということで、先般も答弁しましたけれども、64 平方メートル、8 掛ける 8 メートルのそういう面積の中に、指導員のための机と子供たちの物をしまうロッカー、ちょっとぐあいが悪くなったときに横になって休めるようなソファ、それから冷蔵庫等のじゅう器も置いた上での 64 平方メートルですので、やはりこういう与えられた諸条件も考えると、現実には受入れというのは非常に難しいのではないかと、というふうに思います。

以上、3 点が 5 年生、6 年生の受入れを困難だと判断した理由になります。

○斎藤（博）委員

三つの条件がハードルなのかとちょっとあるのですが、指導員の指導の限界というのと、集団生活上小学校 1 年生、2 年生、3 年生との兼ね合いで難しいというのと、学校施設、スペースの問題がある。この間、ほかの委員もこの件に関して質問をしているものだからちょっと困るのですが、同じようなことを質問しますが、この限界というのは試行をやる前から一定程度見えているはずですから、試行をやる中で何か越えていこうというような角度での検討というのはあったのですか。

○（教育）生涯学習課長

試行が始まったといいますか、受入れが始まったのが平成 15 年 7 月ということでございます。当初は受入れの場所が塩谷児童センターの放課後児童クラブということで、2 名の子供が入ってまいりました。その後 17 年度に特別

支援学級在籍の子供を受け入れる。市内の小学校すべてで受入れする準備はつくったわけなのですが、実際に入ってこられたのが18年度からということで、その間、在籍された子供の数も15年度の2名から始まって年々増えて、現在は16名ということで非常に数が増えております。ですから、当初、受入れに当たっての条件ということは、あくまで私の聞いている範囲では、ここまで受入れする障害児の数が増えるとは想定していなかったということも聞いてはございますが、現実問題としては、1校に現在3人受け入れているところも1か所ございまして、そのような状況になっているということで、受入れに関しての条件を克服するためのいろいろな努力という部分もありますが、まずは人数が増えてくる。それに対応して、また受入れ箇所も増えてくる。それに対応して、何とか受入れ可能にということで追われてきたのが現実ではないかというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

数のことに関して言いますと、御指摘のとおりなのです。障害を持った子供の親というか、前は特別支援学級の子供は放課後児童クラブに入れませんと、その一言で全部入れなかったわけですから、そういう子供を持った家庭というのは、何年前になるのか、要するにやめるしかないのですねというふうにやめていったのが小樽の現状ですから、それを何とかしてあげられないのかというようなことで、障害を持った子供で特別支援学級に入っている以上は、そこの学校の子供なのだから、そこにある放課後児童クラブを使わせてやれという話からいろいろな話が始まっているわけですから、もともとニーズはあるわけですし、これからも増えていくのではないかというふうには思います。

そういった中で、前回ですか、ろう学校での開設なんかも非常に大きな関心を持たれているというような部分もあるわけです。それはいいのです。私が聞きたいのは、大変なのだということを指摘するし、報告されているのも私はうそだとかと言うつもりはないのです。例えばこの次の議論で、福祉施設を使ってやったらどうですかという話が続いています。ところが、その福祉施設では、今、放課後児童クラブでもう無理だと言われている子供を受け入れていくような態勢があるわけです。そういう、例えばこれから小樽市内で紹介してもらうような施設では、どういう態勢をとっていて、子供を受け入れようとしているかということについて調べました。

要するに放課後児童クラブではだめなのだということを言っていることはわかります。ただ一方で、小樽市内にはそういう子供を受け入れる施設もあるのですとも言っているわけです。では、放課後児童クラブの中で何が足りなくて、どこに限界があって、そちらにしか行けなかったのかというふうにきちんと議論したのかということを知っているのです。

○教育部中村次長

実際のサービスの中身については福祉部のほうから答えてもらおうと思うのですが、検討結果の中では、今の放課後児童クラブというのは、人員基準、施設基準、こういうものがはっきり言うとき非常に雑です。要するに福祉関係の施設のように、サービス提供責任者がいるわけでもないし、人員基準の中で資格者についての規定があるわけでもない。例えば看護職員が必要、機能訓練指導員が必要とか、そういうこともないわけです。そういう中で、一定以上の年齢に達した児童をいわゆる介護あるいは身体介護を含めた部分での対応ができるのかというと、それは非常に難しい話だと、まず一つは。

そして、現在も私どもの放課後児童クラブの指導員の中で、本当は資格者を求めたいわけだけれども、それでは人が集まらないから、教員あるいは保育士、場合によっては看護師とか、そういう方々にもお越しいただいているわけですが、実際にそういうサービスというのは障害者自立支援法あるいはその関連サービスの中で行われるべきものだとは私は思っているのです。専門の方がいて、いわゆる介護をする部分に、身体介護をする部分については、その力がなければ十分な介護ができないと思っていますので、これがやはり放課後児童クラブの一つの限界であろう。確かに試行はしてきました。小学校4年生、5年生、6年生と入れられればいい、4年生については試行から実施に踏みきった。けれども、5年生、6年生について体が大きくなってきて、そこで介護のテクニックを持たな

い者が、それを支援していくということは難しいだろうという結論に達したということです。

○斎藤（博）委員

例えばお金の問題を抜きに考えるというのはむちゃかもしれませんが、例えば今おっしゃっているような資格がある人がいるのであれば、スペースについても、全部の学校が 8 掛ける 8 でやっていないというのは御承知だと思いますから、そこら辺は言いませんけれども、スペース的な問題でも、例えば学校の余裕教室の利用の仕方なんかでも、1 クラスで使えるような環境であるのであればとか、それから集団生活のやり方についても、いろいろな子供がいるわけですから、やり方によっては可能なかどうかということを、一度それを見たのだけれども、例えば今おっしゃるように、今の小樽市の放課後児童クラブの指導員の報酬では、そういう資格を持った人を集めることが困難でしたとか、今の学校で使ってやっているような余裕教室という中では、いろいろなスペースの確保が難しかったとか、おっしゃっていることはいいのです。ただ、現実スキルアップをしていたときに、どうしてだめだという判断になったのかというのを、もう一回教えてください。

○教育部中村次長

まず、いわゆる介護員としての資格者の問題については、恐らく今、介護業界がこういう状態ですから、求人をして全く来ないことはないと思います。それが今の私どもの指導員にお願いしている給与条件でお越しいただくことは不可能ではないと思います。ただ、それを今の市立学校のすべての余裕教室の中で、場合によっては一つの教室ではなくて、別のプレールームとかそういうところに特別支援学級の児童の方をそこで独立して見ていただく、そういうようなこともやってきているわけですが、それがすべての学校で適用できるわけではない。それはそれぞれの学校での余裕教室の状況にもよります。

ですから、例えば一般の小学校 1 年生から 3 年生までの放課後児童クラブに入会したいという方々が増えてきたときに、もう一つの教室を探すことすら現状では難しい。それをさらに障害児のためにプレールームなり別の部屋を確保していくというのは非常に難しい。そういう求人のことあるいは設備、さまざまところについての検討をして、その中でそれでは放課後児童クラブにかわる受入先、居場所という言い方がいいのかどうか分かりませんが、それを福祉部のほうにお願いをしたということです。

○斎藤（博）委員

教育委員会という意味ではなくて、小樽市で働いている嘱託員には多種多様の職種がありまして、そういう専門を生かした職種では相当の金額にもなりますし、今の雇用関係の中では、例えばこういう相当大きくなって、テクニク的にも重さ的にも大変な子供であっても、学校が終わってから夕方の 4 時や 5 時までの何時間かを対応できるようなマンパワーの確保も可能であるというふうにおっしゃっているというふうに思うのです。そうして詰めていくと、要は学校でやっているスペースがなかったのだというところに話を持っていったいいのですか。今おっしゃっている部分では、そこぐらいしか見当たらないのですけれども、いかがでしょうか。

○教育部長

先週も委員会の中でちょっと答弁をさせていただいていた部分なのですが、一つの施策として親が働いている、それで子供の面倒を見られない、それをどうするのかという、そういう受入先といいますか、それを支援していく態勢として、これは放課後児童クラブだけではなくて、一時支援事業とか複数のメニューはあるわけです。その中で、放課後児童クラブというのは基本的には小学校の低学年を対象に預かる事業だと。ただ、その中でそれぞれの学校には障害を持っている子供もいるわけですから、できるだけ障害を持っている子供もまずは受け入れなさい。それから、小学校 4 年生になっても、原則は 3 年生でも、それよりは学年が上がっても可能な限り受け入れる努力はしていきなさいという国の指針もあるわけです。

ですから、私どもも、当然以前は障害を持っている子供は受け入れられないというスタンスでいましたけれども、この間、受入れをし、また 4 年生まで拡大し、五、六年生については試行してきたという経過がございます。ただ、

その中で、先ほど担当課長のほうから答弁した三つほどの要件で、放課後児童クラブという体制の中では5年生、6年生を受け入れていくことが難しいという形の判断を説明しましたがけれども、そういったことで一つの判断をしたわけです。ですから、私どもの考え方としては、労働等によって子供の監護ができない家庭については他の制度、端的に言ってみれば障害を持っている子供を対象にした制度というのはあるわけですから、そういった部分の利用を検討していただきたいという判断で、放課後児童クラブとしては4年生までという一つの線引きをする判断をしたということで、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○斎藤（博）委員

今の答弁を聞いていて、例えば小学校4年生までは制度としてこれについてはやっていく。その際には、今おっしゃっている三つの条件といますか、難しかった条件がありますよね。これについては何とかクリアして、指導員の限界なりスペースの問題なり集団生活の問題についても、4年生までは何とか乗り越えて頑張っていくというふうにおっしゃっているわけです。5年生になると、そういう限界を越えるからだめだと判断したというふうにおっしゃっていると思うのですが、ただ一方で、ちょっと言い方が悪くて語弊があると申しわけないと思うのですが、やはり4年生でも大きい子供もいれば5年生でも小さい子供もいるし、要は今回の教育委員会の決め方というのは、一つの難しいケースを前にしたときに出てきた判断基準としては、指導の限界だ、集団生活だ、学校の施設スペースだというような部分がある。ところが、一方で、3年生でも4年生でも結構大変な子供はいる。また、一方で5年生になっても、そんなに体重とか、手間のかかり方とか、それから集団生活へのなじみだとか、学校によってはスペースの問題については、クリアしているケースもあるというのは御承知だと思うのです。ところが、今回、私が代表質問でやったのは後半の話で、一つのケースをやろうと思ったのだけれども、いろいろ議論をしていったときに、私がちょっと想定していなかった部分もあったのですが、要は大変な子供についてはもう無理なのだという話と、この子供が無理なのだから、その無理な理由で全部切るという話というのはどうしても理解できないというか納得できない。

要は、先ほど最初に国の方針なり、それから今議論してきた条件なんていうのも、個々いろいろあるわけですから、私は一つ一つのケースについてこれをどうするのだということを考えていったときに、私が問題にした教育委員会が電話をかけてもう難しいかもしれませんと言ったケースについて、難しいのかもしれない、けれども本当に受皿があるのかというのと、その子供をだめにするために、ほかの子供を全部はじこうとしているのではないのか。そこというのは問題が違うのではないかというふうに私は思っていて、これは私が代表質問で取り上げた趣旨ともちょっと違うところに話が広がっているようにも思われるわけなのですけれども、そこら辺については、やはりケース・バイ・ケースといますか、実態もあるわけですし、おっしゃっているような国の方針なり小樽市のスタンスを考えたときに、もう少し現実的な対応ができないものなのかと、そこら辺についてはどういうふうにお考えですか。

○教育部中村次長

確かに斎藤博行委員はもう放課後児童クラブに20年ぐらい見識をお持ちなのでしょうし、あるいは厚生常任委員も長く務められておられるので、私から説明することは何もないと思うのですが、例えば障害認定、介護認定のように、それぞれ個々のケースについて認定審査会を開いて、要介護1か3かで入所判定をする。要介護1以上でなければ施設に入れないとか、そういう判定をするべきものかどうかということが一つあると思います。まず、障害者の程度区分というの、実は介護保険のシステムを使っているために、実際の障害のパターンに合っていないという実情があって、なかなか障害の認定審査というのも難しいことになっているわけなのですが、そのことを、さらに今障害を持っていて放課後児童クラブに入会されたい方について、そういう認定審査会的なものを開くことができるかということは、かなり難しいと思うのです。今、実際にお入りいただくときに、判定委員会というのをやっていますが、これは実際に判定をするのではなくて、入会する児童がどういう状況にあるのかとい

うものを、専門家を含めたあるいは学校の関係者や私どもの担当職員が、どういう児童が入ってこられるのか、そこで何か問題は起きないのかということを含めて、総合的にお話を聞かせていただいている。そのことによって入会を断ったケースはほとんどないというのが実態です。

ですから、本来的には、放課後児童クラブはもっと制度的に障害を持った児童の皆さんにも入会いただけるようなシステムといいますか、法律制度になるのがよいのかもしれませんけれども、現状では私ども例えば今の聾学校に、道立の学校に市の児童クラブを開設するとか結構ややこしい話もやってきましたけれども、現実の問題はなかなか難しいところが多かったということであります。

○斎藤（博）委員

最後なのですけれども、教育長にお尋ねしたいのですけれども、やはり私はおっしゃっているように福祉のような線引きが可能なのだろうかとか、いろいろとそれぞれの理屈はあると思うのです。ただ、立場だとは思っているのですけれども、教育委員会ですから、少なくとも今議論している子供はみんな小樽の小学校の児童なわけです。そこら辺で、今、小学校 4 年生まではいいけれども 5 年生はだめだとか、ぎりぎりのところを並べたら、次長の答弁はよくわかるのです。ぎりぎり並べていったときどうなのだと、こちらがよくてこちらはだめというのはどうなのだという部分は。けれども、一方でほとんど相当離れているような現実、実態のケースもお互いに持ちながら議論しているわけですから、そういった中で、教育委員会というのは少なくとも何だかんだ言っても、学校に来る小学生と中学生で成り立っているのしょうから、そこで今、こういう議論がされていて、一律でそれを切られていくというのは適切でないかもしれませんが、物の決め方として学年で決めざるを得ないのだというあたりについて、こういう議論がされていることについてどういうふうに思われるか、どういうふうにお聞きになっておられますか。

○教育部長

後段ちょっと教育長のほうから答弁させていただきますけれども、今、委員の御質問は両面があると思うのです。教育委員会として判定するのも大変難しい課題だというのがあります。ただ、子供というのはある意味、障害のあるなしにかかわらずいろいろな子供がいるわけですし、仮に A 君は 5 年生までいいよと、でも B 君は 4 年生までだよという判断を教育委員会がするのも難しいですし、保護者の方にそういう判定をした場合に、果たしてそれがどういうふうに伝わるのか、納得できるのかということも極めて大きな問題だと思っています。

ですから、私どもの考え方としては、やはり一つは放課後児童クラブという制度で運用をしているわけですから、その制度の中では一定の基準というか、基本的な基準というのを引いて、その中で運営していかなければならないというふうに思っています。

○教育長

これまで教育委員会が放課後児童クラブを指導してまいりましたけれども、その一番大きな課題を、今、斎藤博行委員から提示されたものというふうに考えてございます。ただ、教育委員会としまして繰り返になりますが、これまでも放課後児童クラブの拡大・充実に向けて、例えば時間の延長でありますとか余裕教室の利用などにも取り組んでまいりましたし、また、特別支援学校でありますとか特別支援学級に通っている子供たちも受け入れる、そういうような一步一步この問題にかかわっては解決してきたところでございます。しかしながら、何度も言いますが、平成 19 年度、20 年度と試行をしてきましたけれども、先ほど言いました大きな三つの点から、私どもとしては受入れが大変難しかったというふうに考えているところでございます。今後、福祉部と連携の下に、ほかのサービスが受けられるよう教育委員会としても検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ぜひ御理解いただきますようお願いいたします。

○斎藤（博）委員

なかなか理解できなかったですね。これからもたぶんどけないですね。

それはそれとして、ちょっと質問を変えたいというふうに思います。私はもともとは今年の夏といいますか春先

に、教育委員会でもう来年度からは難しいと思っていますというふうに言われたケースについて、どういう判断でやったのだ、どういう判断に基づくのかという話をしたところであります。代表質問の教育長の御答弁、それから再質問をしている中で、教育委員会がもうだめだというふうに言ったときの受皿の議論を少しさせてもらって進めたいというふうに思います。

最初に、答弁されている放課後児童クラブにかわるものとして、十分ではないかもしれませんがもとから言いながら言われた障害者自立支援法の中の日中一時支援事業、それから移動介護事業はどういうものなのかということについて、まずお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）石崎主幹

現行の障害者の福祉施設サービスの中で、障害児の放課後児童クラブにかわり得るサービスといたしまして想定されているのが日中一時支援事業と移動介護事業というふうに考えております。この事業は二つとも障害者自立支援法第77条に基づきます地域生活支援事業ということで実施しております。

初めに、日中一時支援事業ですけれども、この事業目的、内容についてですが、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、居宅においてその介護を行う者の就労、疾病、その他の理由により、日中の監護に欠ける障害者等に対し、入浴、排せつ又は食事の介護、その他必要な保護を行うということで、宿泊については除くものとなっております。

それから、利用対象者につきましては、市内に住所を有する障害者等でありまして、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要であると市長が認める者になってございます。

それから、移動介護事業についてですが、これも同じく地域生活支援事業のメニューの一つでございますが、事業目的、内容につきましては、障害者等の外出時における移動中の介護を行うことによって、地域における自立生活及び社会参加を促すものとなっております、利用対象者につきましては、市内に住所を有する障害者等であって、外出した際における移動中の介護が必要であると市長が認める者となっております。

○斎藤（博）委員

二つほどお伺いしたいと思うのですが、一つはこの小樽市内の小学校5年生とかを受け入れるというふうになったとき、小樽市内では具体的にどのぐらいの施設が対応してもらえるようになっているかをお伺いします。

○（福祉）石崎主幹

日中一時支援事業についてでありますけれども、これは北海道の短期入所事業の指定を受けた社会福祉法人に今委託してございますけれども、市内の事業者につきましては、見晴町にございます知的障害者更生施設松泉学院、重症心身障害児施設大倉山学院、それから桜町にございます知的障害者更生施設小樽四ツ葉寮、それから、長橋にあります重症心身障害者施設みどりの里、それから桜町にございます知的障害者更生施設和光学園、この5か所が今、日中一時支援事業所ということで登録をさせていただいているところでございます。現に2か所におきましては、学齢時の子供も受け入れしているというふうに聞いております。

○斎藤（博）委員

それで、今、2か所という答弁があったのですが、具体的に5か所のうちのどこで小学生の受入れが行われているかがわかったら教えてください。

○（福祉）石崎主幹

松泉学院と小樽四ツ葉寮でございます。

○斎藤（博）委員

今松泉学院と小樽四ツ葉寮に何年生が何人行っているというようなデータはお持ちになっていますか。

○（福祉）石崎主幹

行っている箇所までは把握してございませんでしたけれども、日中一時支援事業をこの4月に使っている実績か

らいたしますと、5 人の子供が使われているというふうになっております。

○斎藤（博）委員

今、放課後児童クラブとの兼ね合いで言うと、この 5 人の子供が、学校が終わってからこの施設を利用しているようなケースはあるのでしょうか。

○（福祉）石崎主幹

学校が終わりましてから放課後の時間帯に使用されているという部分では、この 5 名の子供はそうでございますけれども、いずれも余市養護学校から下校した後使われていたというふうに聞いてございます。

○斎藤（博）委員

次に、移動介護事業ということで、この子供の搬送といいますか、移動を手伝うというか、支援するような事業があるというふうにおっしゃっていますが、小樽では具体的にどういう事業所のことを言っているのか、教えていただきたい。

○（福祉）石崎主幹

現在、移動介護事業に参入している事業者は数多くありますけれども、市内に事業所を有しているのは、たんぼぼ、ケアサービスおおぞら、ヘルパーステーション若葉の 3 か所でございます。

○斎藤（博）委員

自宅があって学校があって、これから例えば小樽四ツ葉寮を利用するというふうな三角形に子供を移動させなければならぬわけですが、それで当然学校がやっている期間、放課後児童クラブと限定すると帰りだけなのですが、帰りというか、学校が終わってから施設への移動というものが一番大きなポイントで、たぶん夜というか、終わったら迎えに来るというのは親がやっていたのだと思うのですが、そういうところについてはもう間違いなく担保できるというか、対応してもらえるようなシステムなのですね。

○（福祉）石崎主幹

移動介護事業にかかわって現実的な利用ができるかどうかということかと思えますけれども、たんぼぼにつきましては車両ということで、車がヘルパーの部分でしかないものですから、この移動介護ではちょっと使っていないようですけれども、おおぞらと若葉については実績がございますし、利用の需要にこたえたいというような話も伺ってございます。

○斎藤（博）委員

要は学校にはたぶん親が送っていて、今まではこのまま学区内の放課後児童クラブに行き、終わってから親か祖父祖母を含めてだれかが迎えにいったという形ですから、問題はそこところで学校と施設のつながりというのは、ほぼ間違いなく保障されているというふうに理解してよろしいですね。そういう前提で、そういう使い方をしたときに、これは当然、障害者自立支援法に基づく利用者負担というのが出てくるというふうに思うわけなのですが、まず料金システムというのはどういうふうになるのでしょうか。

○（福祉）石崎主幹

利用者負担についてですが、地域生活支援事業におけるサービスについては市が規定してございますけれども、小樽市の場合につきましては、障害者自立支援法と同じ額を設定しております。日中一時支援事業の場合ですと、厚生労働大臣が障害者に係る区分というのを持っているのですが、この区分が区分 1、区分 2、区分 3 となっております。この区分ごと、それから使用される時間、4 時間未満、8 時間未満、8 時間以上と、この 3 段階になっております。こういったものも利用単位に地域区分に応じた割合を乗じた計算をして単価が設定されておりますけれども、その 1 割を利用者負担としております。同じ考え方で移動介護のほうもあるのですが、区分につきましては、身体介護を伴う場合と、それから伴わないとき、それから個別支援とグループ支援とに分かれておりまして、それぞれ単価がありまして、地域区分に応じた割合を乗じた費用額の 1 割を負担していただ

く形になっております。

○斎藤（博）委員

具体的な金額というのは、世帯構成とかいろいろなことがあると思うのですけれども、最高額で考えた場合、どのぐらいまで負担が生じることになるのですか。

○（福祉）石崎主幹

利用者負担の最高額と申しましょうか、仮に日中一時支援事業を午後の 1 時から夕方 6 時ぐらいまでの 5 時間使って、その子供が区分 3 であって、移動に要する時間というのが 30 分というようなケースを想定した場合、日中一時支援事業の 1 日当たりの費用については 3,858 円、それから移動介護については往復を想定したのですけれども 4,682 円、合計で 8,540 円。これの 1 割ということですので、1 回当たり、1 日預けて往復行ったとしてですけれども、854 円ということになります。

それで、利用者負担の上限月額というのが、障害者自立支援法の特別対策ということで非常に上限額が低く設定されていますが、今年の 7 月からこの上限額が生活保護ですとゼロ円、それから非課税世帯のうち年収が 80 万円以下の場合ですと月 1,500 円。同じく非課税世帯ですけれども、年収が 80 万円以上の世帯については同じく 1,500 円。それから課税世帯ですけれども、所得割額が 28 万円以下までは 4,600 円。それから、所得割額が 28 万円以上が 3 万 7,200 円。これが最高になるかと思います。所得割額 28 万円以下というのは、子供 1 人の 3 人世帯と見たときに、年収が 890 万円ぐらいまでが所得割額で言うと 28 万円以下に入ってくるというふうに国のほうではモデル世帯として示してございます。

○斎藤（博）委員

わかりました。今、答弁をさせていただいているような受皿の議論で、これがどういうふうに具体的に受けられていくのかということにもなると思うのですけれども、具体的に今後の流れといいますか、対応として教育委員会のほうにお尋ねしたいのですけれども、一応連絡はした。それ以降がどうなっているのかははっきりわからなくて、市では障害者自立支援法に基づく話をして準備をしているわけですが、具体的に今後の対応として、スケジュール的にどうしていくのか。どこでもう一回親との話し合いがあって、その親に対して 5 年生は無理なのだという話をして、改めてこの今福祉部が一生懸命話しているようなメニューの説明に入っていこうとしているのか。この辺のタイミングといいますか时期的なものがあったら、最後に教えていただきたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

今回の保護者の方に、先々週電話で連絡をいたしまして、私のほうから伺って説明したいということで伝えたのですが、なかなか仕事も忙しいということなので、先方のほうから都合のいいときを指定するから、そのときにお話を聞きたいということを承っており、まだ連絡をいただいていないということです。私どもとしては、連絡をいただきましたら、私どものほうで今回受入れができないということの説明、あるいはそれを文書で示すことと、さらにやはりその子供が 5 年生になったときの市として考えている対応についても、あわせて説明したいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

これで終わります。答弁はいいですが、今の前段の話は全く別なのですが、後段のこの具体の問題については、教育委員会なり福祉部が答弁をしていることが、実際の子供を持っている家庭なり家族にとってどういった意味を持っているのかとか、具体的にということも含めて、今後、私どもも話し合いをしてみたいと思いますし、これからも教育委員会なり福祉部のほうの経過についてお聞かせいただければと思いますし、改めてその部分については協議したいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 03 分

再開 午後 3 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

○吹田委員

◎日清医療食品株式会社について

今日は二つの項目についてと思ってまいりました。

最初に、今、食の安全が大変危ぐされているという状況があります。特に一般の消費者というよりは、そういうものを製造する側のほうとか、また、供給するところにかかわって問題がありまして、まず三笠フーズの問題が最近出てまいりまして、これについては、私にすれば農林水産省が意図的に何かしたのかという感じがするぐらいの問題でございます。これにかかわっては米は基本的には通常の米と加工米というのがありまして、加工米には粉にしてしまう米から始まりまして、外米の関係というのは結構加工米に回る。なおかつ加工米については、通常の米よりもはるかに検査が緩いということです。何が入っているかわからないという状況が現実ではないかと思えます。これについてはそれこそ今回はモチ米の関係が多かったのですけれども、この加工米については道内でも今回三笠フーズではないのですけれども、一般的に小樽市内でもそういうものを使って物をつくっている部分が結構あると思われます。問題はそういう中なのですけれども、今回の三笠フーズについて、たまたま市立小樽病院が給食の業務委託をしているところなのですけれども、ここがそういうものを扱っているものがあったということがございましたけれども、これにつきましてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、日清医療食品株式会社はどのようなことをやっている会社なのかということをお伺いします。

○（樽病）医事課長

日清医療食品株式会社は全国的な大手で、病院や老人福祉施設等の給食を受託し、調理をして、患者等に給食を提供している会社でございます。

○吹田委員

日清医療食品というのは、こういう業界の中ではどの程度の占有率を持っていられるのか。また、業界のどの辺の位置にいらっしゃるのか。例えば業界の十傑の中の例えば 8 番目とか 3 番目とかあると思いますけれども、その辺のところはどうなのでしょう。

○（樽病）医事課長

最近はちょっとわかりませんが、私どもが委託した時点では、こういう施設に給食を提供している業者といたしましては、全国 1 位か 2 位のシェアを占めているというふうに聞いています。

○吹田委員

そうすると、本当に一つの業界の中のトップ企業と言われるところだと思っているのですけれども、大体何かちょっと情報を聞きましたら、年間のそういう取扱高が 1,000 億円以上になっているという感じでございますから、大変大きな企業かと思えます。この会社の関係で、一応三笠フーズのそういう問題のものが扱われたということなのですけれども、これについてそういう情報が流れたときに、小樽市はどのように対応されたのでしょうか。

○（樽病）医事課長

私どもは確かに日清医療食品に委託しておりますけれども、三笠フーズの事故米の関係につきましては、すぐに私どもも連絡し、また、向こうのほうからもすぐファクスが流れてきまして、米につきましては道内産を使ってい

るということで、市立病院につきましては一切使っていないという報告を受けております。

○吹田委員

今、米については日清医療食品のほうで用意したものではなく、地域からの購入だといいますが、それはどこから購入されたのですか。

○（樽病）医事課長

小樽市内の業者です。

○吹田委員

この市内の業者は、どこからか調達したものを精米した品ですか。それともどこかの大手の卸業者からそういうものを納入しているのかどうかということなのですが、その辺はいかがでしょうか。

○（樽病）医事課長

市内の業者というか、北海道の大体そういう米の業者は、生産者からホクレンを通して北海道中央食糧株式会社から仕入れていると、日清医療食品が仕入れている市内の業者からもそのような報告をいただいています。

○吹田委員

今、北海道中央食糧というところが大手で取り扱っていますけれども、何か聞きますと、米のこういう大手のところには食糧事務所の職員が常駐していて、いわゆる入荷から出荷まですべてをチェックしていらっしゃるというふうな、そういう面ではそういうところから隠したものが入っていないのであれば、それは間違いないということなのだと思います。問題はこういう形のものが、一番大事なことは、こういう物を扱うときの中で、例えば日清医療食品がどういったところからそういった材料を調達しているのかという問題で、今回の三笠フーズについても、実を言うと、実際の看板を掲げているきちんとした業者ではなく、ブローカーと呼ばれるものを何回も通って、ペーパーカンパニーで対応しているというふうな感じではないかと思いますけれども、それでいわゆるもともとこの動きを消してしまうというやり方です。そして、内容がわからない形になって、そして製品化して、それが普通のものという形になっていて動いている。これが現実だと私は見ていまして、食料の場合は、徹底的な調査をしない限りはわからないというのが現実だと思うのですけれども、そういう中で私は日清医療食品については、トップ企業であれば、それだけ社会的責任を自負していると考えていまして、そういうものについてこういう問題が起きた場合に、それはもう非常に大きな問題だ。私はこれは雪印乳業の問題と似ているものがあるという感じがしておりまして、そういうところで、小樽市として今後こういう形のものがあつたとき、そういう危険性が非常に高いということを考えています。そういう面で単にあちらのほうで問題があつたからファクスを送ってきて、これは大丈夫ですと。実を言うと、関係の米を買っているところに対して大丈夫なのですかという問い合わせがどんどん来ているというのです。それが証明されていない、こういう形の作業を行っているというのが現実なのです。こういう中で、今の三笠フーズの問題について、小樽市では今後どのような形で対応していくのか考えてみましたか。

○（樽病）医事課長

三笠フーズに関しましては、日清医療食品からの報告によりますと、近畿支店が単独でやっただけで、ただ、委員がおっしゃるとおりそれが非常に社会的な問題を起こしまして、いろいろな新聞紙上等の情報しかございませんけれども、何十社も中間業者が入って、最終的には日清医療食品の近畿支店が買ったという部分がございます。だからといって北海道が関係ないのか。日清医療食品全体の問題としてどのようにとらえているかということは当然のことなのだと思いますけれども、ただ日清医療食品自体が、私どもが業務委託をしたときには、財団法人医療関連サービス振興会の厚生労働省の基準に適合した、サービスマークに適した会社ということで、当然公募しておりますし、委員がおっしゃったように全国シェア 1 位、2 位を争う、そういう会社でございますと、安全・安心な給食を提供するということは、社内一同挙げてやっていると確信はしております。それによって、今回こういう問題が起こりましたけれども、今後やはり全国津々浦々の委託している施設等から声が上がると思いますので、そのような形で、や

はりそういう食の安全というものを再度私どものほうから会社自身に認識していただきたいというような要望を上げさせていただくということを考えています。

○吹田委員

この問題については、地域的な問題だということでおさまったような感じが道内ではあると思うのですが、今度はメラミンということで、また問題が発生したのですけれども、このメラミンについては、どういう物質でどんなことが想定されて、例えば食べると問題があるのかということについては、市のほうではある程度把握されているのでしょうか。

○（樽病）医事課長

勉強不足で申しわけないのですけれども、私はメラミンを有害物質としてしか把握しておりません。

○吹田委員

メラミンというのは基本的に工業用の樹脂でございますので、食器類とかはメラミンになっており、その材料に使うのが基本になるのです、いろいろ調べましたら。これについては、恐らく死亡者が出たということはよほど入れ方が強烈だったと。じん臓結石とかぼうこう結石とか、それから腎不全で亡くなったというのが現実なののですけれども、だから少々のもものでは、あまりメラミンだけでは有害物質と表示されていない部分もあるのです。だから、そういうものでありますけれども、このメラミンについて、昨日から今日にかけて、こういうものが全国に出回っているという報道等があったのですけれども、その商品名等は把握していますか。

○（樽病）医事課長

新聞等でも既に出ていていると思うのですけれども、商品名といたしましては冷凍チルド食品なののですけれども、「抹茶あずきミルクまん」、「クリームパンダ」、「グラタンクレープコーン」、「角煮パオ」、「もっちり肉まん」、この5品だったと記憶しています。

○吹田委員

こういうものが基本的に医療施設とか老人施設とかに使われていたというのですけれども、市立小樽病院ではこういうものは使われたのですか、それとも使われていないのですか。

○（樽病）医事課長

幸いなことに使われておりません。

○吹田委員

失礼ですけれども、この使われていないというのは、伝票が何かでその内容を確認したということですか。

○（樽病）医事課長

今、新聞紙上で北海道に出回っているのは、今年は北京オリンピックがあったということで、パンダの図柄がついたカスタードクリーム入りの「クリームパンダ」という食品なのです。これは日清医療食品が丸大食品から購入して各施設等に時期的に非常によいのではないかとということで、当病院にも実際置いていただけないかということだったので、日清医療食品の管理栄養士が、やはり中国産ということで以前に中国産のギョーザがいろいろ問題になりましたので、使わなかったものです。

○吹田委員

今、答弁にあったように、市立小樽病院では、「クリームパンダ」だけが使用するかどうかの協議をされたということで、それ以外は全くないということですね。

○（樽病）医事課長

そういうことでございます。

○吹田委員

この問題、私は恐らくこれは配送センターを設けて、全国の3,000も4,000もある施設に対して、物を供給してい

るという感じだと思っていますから、そういう中で日清医療食品が自分たちが扱うものの安全性をどの程度確認しているのか。私は、厚生労働省が食品の安全基準を出していますけれども、ただその基準以外はチェックしないのかと。特に前からこのメラミンについては、一回、アメリカで問題が発生したのです。それで人的被害もあったという中で、だからそういう面では、中国の場合はどちらかというと、それについてきちんとルールを守るとか、基準とかなんとかで、恐らく日本のようにこういう安全な国とはまた全く違うと思います。そういう意味ではそういうところについて日清医療食品自体が大量のものを全国に供給するわけですから、その辺のところをどのような形でやっていらっしゃるのかと思うのですけれども、この辺について日清医療食品と小樽市で協議をしたことがありますか。

○（樽病）医事課長

当然、大量に調理するところがございますので、微生物とか納品に対するいろいろな情報は、納入業者からいただいておりますけれども、日清医療食品の担当者から伺ったところ、以前に問題のありました残留農薬の検査まではしたけれども、メラミンは想定外で、まさかこういうものが入っているというふうには現場でもちょっと認識していなかったということで、メラミンについては検査をしていなかったという報告は受けております。

○吹田委員

この問題は始まったばかりですから、まだまだこれからですので、ただ言えることは、メラミンについてはチェックがなかったというのですけれども、これは恐らくそれ以外でもどんどん起きるような気がします。そういう面では日清医療食品が単純に今規制されているものだけはチェックします。けれども、それ以外の物質が入ってきてもノーチェックですという感じで、今後もいくのかどうかという問題です。それでないとこれは無理だと思うのです。だから、問題が起きて初めて製品回収なりをしながらという形になるのだと思いますけれども、この辺のところもやはり私にすれば、大きな企業は収益も高く、そういうことが十分できる。零細企業に何か検査をやってみろと言っても、全くそんなことはできないのです、その前につぶれてしまいますから。そういう面では、そういうところがしっかりとチェックをしてくれて、それで全体を押さえていくということが本来の企業のやり方だと考えているのですけれども、ですから私は、そういう形で今後は日清医療食品がチェックをする場合については、そういうことも想定して、その中に何が入っているのかというのをチェックしていただくことは絶対必要な感じがします。この辺について日清医療食品のほうとはまだそういう形で話し合いになったわけではないので、そういう話し合いをするような感じでこちらから要求をするということはあるものなのですか。

○（樽病）事務局長

概要は医事課長から答弁をしたとおりで、三笠フーズもそうですけれども、今回ののはあくまでも丸大食品も中国で粉ミルクの中にメラミンが入っていたというところから、中国の粉ミルクというのを疑って調査をしたところ、ここで言うのは皮のつなぎに使用していたという部分が判明しまして、それが今回の「クリームパンダ」とかに使われているとやっとわかった部分です。粉ミルク自体になぜ入っているのかというのは、報道によると、メラミンを入れることによって成分が若干高くなるというようなこともあるようで、まだ詳しくは私もよくわかりませんが、ただ今回、何を信用していいかわからないという時代には確かになってきて、ただ一定のものを想定して検査をするわけで、この日清医療食品がすべての有害物質を想定して検査をするというのはなかなか難しいのだと思います。ただ、日清医療食品だけではなくて今回の丸大食品もそうでしょうし、日本全体がそういうもののチェックということに向かっていくと思いますので、今回はこういう事件が起きたばかりということで、今後また日清医療食品を通じて、そういう検査体制をどうしていくのか、そういうことの情報交換をやりながら、安全な給食を提供してほしいということの流れの中で協議をしていきたいと考えております。

○吹田委員

今回、日清医療食品となっていますけれども、今、第二病院ではシダックス株式会社が給食外部委託を受けてい

らっしゃると思うのですけれども、シダックスのほうではどのような感じの原料の供給を受けているのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（二病）事務局次長

シダックス株式会社のほうは、昨年度の給食の材料につきましては地元業者を91パーセントほど利用しています。シダックスそのものの流通のほうのグループ部門もあるので、そういったところを使わずに地元業者を使っています。今年度に入りまして地元業者を94.7パーセント使って入れております。

○吹田委員

こういう問題で、確かに日清医療食品は自分のところに一たん入ったものを出して、それで問題がこうだということなのですけれども、ただ言えることは、今、これだけ食の安全がはっきりしていない形で、いわゆる最初を買う人たちが、どうやってチェックするかというような問題になってくるわけです。だから、そういう面ではこういうものが入っていることについて、例えば地元の業者の方だったら万が一にもそういうものが入っていませんと、それは何で入ってこないのかという形になることを申し上げたのです。その辺のところもあるものですから、私は地元の業者だから安心でいいのだというのではなくて、地元の業者も含めて、小樽市は患者にいかに安全な食べ物を供給するかということが必要になるという感じがしているのです。ですから私にすれば、どこから入ってきても、どこかでそういうものが入っていますという可能性が十分ありますので、そういう面では今後二つの市立病院をどのような形で守っていくかということなのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○（樽病）事務局長

今、委員の御指摘のとおり地元の業者なら安全かと、そういうことでは決してない。米単品のようなものであれば、流通経路とかを見ていけばいいのですけれども、それをつくるときに使っている粉がどうだかとなると、その粉がどこからなのかということもありますので、基本的にはこれは日清医療食品もそうですし、それぞれの購入経路というのですか、それぞれの取扱業者がそういう安全確認をきちんとやっていただくようにということで、病院側としてはそういうことをきちんとお願いしていくしか、現在では手だてはないのかというふうに考えていますので、基本的にはやはり購入経路、取扱業者をきちんと把握した中で、今後そういう協議を行っていきたいと思っています。

○吹田委員

日清医療食品については業界1位だと言われていますが、残念ですけれども、評価としてはAからCランクだとか、いや、どう見てもCランクだと。大きければ大きいほどそういう責任があると考えますので、私は今後こういう問題がまた日清医療食品で発生した場合は、取引は難しいのかというふうな感じもしないでもないですけれども、そういう形でやはりしっかりと対応をしてあげないと、この程度ならそれでいいのだというような状況になってしまったら困るという部分がありますので、その辺も含めて今後の物の安全ということをしかりとやっていただきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎市職員の採用試験について

続きまして、今回たまたま大分県教育委員会でいろいろな問題が出まして、私は市職員の採用等について、何かそういうことも若干危ぐされると思って質問をしてみたいと思います。まず人事の関係でございますけれども、採用試験が毎年行われるのですけれども、採用にかかわってどなたからかこういう方をお願いしたいとか、関係者からそういう形の話とかは、今までにはなかったのでしょうか。

○（総務）職員課長

そういった採用試験に当たって、この方をお願いしますというようなことを言われて、それでどうこうしたということは一切ございません。

○吹田委員

それは採用の決定の段階についてはそうかもしれません。きちんとやっただしょうという話をしていますから。けれども、そういう話が来たことはないですかというようなことではどうでしょうか。

○（総務）職員課長

市の採用試験につきましては、必ず 1 次試験、2 次試験ということで段階を踏んで行っておりますので、そういったことで 1 次試験は特にペーパー試験ないしは小論文といったようなことをやっておりますし、2 次試験は面接の形態をとっておりますけれども、そういったものは複数で対応しておりますから、そういったことではいわゆるよく今大分県等では言われているような不正ということが入り込む余地はないということでございます。

○吹田委員

私は、今、不正のことについて聞いてはいないのです。ただ、採用に当たって、こういう人をお願いしたいとか、お願いされたから入れた入れないということではないのです。けれども、そういう話というのが来なかったのですかと聞いているのです。ただそういう話が来たけれども、それはここで切っちゃったから何も関係ないですと。けれども、戦後は何十年もありますけれども、今までそういう話は一回もなかったという話になるのかどうか、私はまずそれを聞きたいのです。

○総務部長

過去にさかのぼって多くの先輩職員がいらっしゃいましたので、皆さんから確認はしていませんけれども、現在のような形の中で職員採用試験を行うようになって、私も今人事を担当していますけれども、その中で、今、職員課長が答弁をしたような採用試験で何十人かをとるときに厳密にやっておりますので、今みたいな形の中ではこの時代はなかなかそういう話はなくなってきている。ただ、私などもそうですけれども、過去に例えば臨時職員で 1 人雇うとかというときに、知っている方から、「こういう人が今度受けるのだけれどもよろしく」とかという話がまるきりなかったかといえ、決してそんなことはないと思います。一応それぞれ担当している部署の課長なり部長なり、そういう意味でお願いされたり声をかけられたりすることはあったのかと思いますけれども、私は一人一人に確認はしていませんけれども、そういうことは一切なかったということではないとは思いますが。

○吹田委員

この問題については、その方々がなぜそんなことを言ったのかわからないけれども、私はここに頼んでこうしたと。それは本人が自分の力を誇示したいから言ったのかもしれないけれども、こうしたという話をたまたま聞くことがあるのですけれども、だからそういう問題についても、やはり採用について公明正大に一応今、総務部長からあったと、現在やっています。けれども、こういうものについては市民の皆さんは、小樽市は大丈夫だろうと思っていらっしゃると思うので、やはりこれについてはいろいろな流言何とかとありますので、私はそれについてちょっと危惧している部分がある。

例えば皆さんは実力で入ったと思うのですけれども、市職員の皆さんの関係の方々、子供なり又は親せきなりなんなりという方も相当数いらっしゃるのかと思っています。私は、だからそういう中で採用の段階で、個々の皆さんがそういうことの情報というのはどの程度把握しながら採用の手順を踏んでいるのかと思うのですけれども、この辺について、実を言うと資料要求を実際にはしていないのですけれども、そういう方々というのは今どの程度ここにいらっしゃるのかということで聞いたら、ちょっとそれは今把握していませんということでございまして、あるのですけれども、そういう問題についても、私はちょっと参考までにお聞きしたいというふうに思うわけです。人事の決定する段階でのそういうものというのは、私は一般の企業であれば、大卒というのは身上調査までいわゆる興信所に依頼して徹底してやりますから、けれども小樽市の場合はそういうことはしないと思いますけれども、そんなお金もないです。ですので、現実には試験でとっていらっしゃると思うのですけれども、そういう問題について、どの程度そういうものについて把握しているのかどうか。全くそういうことは把握しないで採用試験になっ

ていますと、動きとして。その辺のところはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

採用に当たってということで答弁をしますと、そういった親族関係等は特に必要ないものですから、一切そういったことは把握しないで行っております。ただ、人事異動ということで答弁をしますと、これは同じ職場に親族等がいますとやはり仕事もしづらいというようなことがございますので、そういったことで一定程度の把握はしておりますけれども、これは特に何かに基づいてがちがちと把握しているということではなくて、うちのほうが情報として知り得る範囲で押さえたもので、異動の際には同じ職場にならないようにというような配慮はいたしております。ただ、最初、委員がおっしゃられました採用に当たってということですが、それは特に採用の基準としては何も必要がないものですから、そういったことで把握はしてございません。

○吹田委員

私は教育委員会にお聞きしようと思ったのですが、教育委員会は、大変失礼なのですが、内部でどうしているかはわかりませんが、いわゆるそういう盆とか暮れとかにいろいろなものが動いていらっしゃるということをよく聞くのですが、その辺というのは現実どうなのですか。

○教育部川田次長

私も教育委員会に結構長くおりますけれども、今、吹田委員がおっしゃったようなことは一回もございませんので、それだけはちょっと申し上げておきたいと思います。

○吹田委員

というのは、現役を離れた学校関係の方にお聞きすると、もう大変なのだとされているのです。私はうそを言っている気はしないです。わざわざつくり話をして私に言ってくるような気がしない。だから、そういう形になっているというのはあまりにも問題があるから、それは恐らくそういう人たちに何か聞くと、内部の人事異動の関係でやっていらっしゃるのだと。私は外部の何か採用試験とかなんとかという部分について、この採用というか、いろいろな部分の段階で、過去にこういう形のときにこういう形でこういう人にお礼をしましたというのがあるのです。それも現実にそういうのがあったことを聞いているのです。問題は、もっと前の場合は、この決定については、教育関係者の場合ですよ。これはそういう人たちだけで決めたのではないのだから、みんなにやってくれという話もあった。それは何もそこでおかしなことをしたわけではないのです。例えば今回の大分県みたいな問題ではないのです。ただし、日本の生活習慣の中で、お礼をしたいという、本人ではなくて関係者の方がいらっちゃってそういうふうにやっていらっしゃるというのは現実だとおっしゃるのです。でも、これは来たものをお返しすれば問題ないのです。そういうお礼をする、それはいいでしょう。ただし、気持ちはいいけれども、それはだめですかと、きちんとやっていたら問題にならないのです。でも、昔の昔ですよ。教育部長の時代ではない、もっと前からです。そういうものを現実にこちらのほうでは言葉で聞く機会があります。

私は、だからこういう人事については、これから過去に退職した職員の方たちを呼び出してここで質問したいぐらいです、実を言うと。それまでではないし、また、こういう問題が出たときに、今度、そうしたら現実にその対象の人たちに対してその人の名前を出したら、今度はその人が仕事をするができなくなってしまうのです。そんなことでできませんよね、はっきり言って。だから、そういう形ではなくて、私はこういう大分県の問題があった。小樽市の場合も、そういうことが危ぐされると、私は考えるのです。だから、そういう面では、きちんとしたそういうものについて皆さんが感謝の気持ちで何かを出さないと、そこで 5 万円払うのか 10 万円払うのかは別にして、それをまた受ける人が本気にとってしまったらどうにもならないという感じです、私にすれば。そうならないようなことでやはり人事は動いてほしいと考えていまして、そういう面では適正な形で進めていただけるように、教育委員会のほうにぜひお願いしたいと思います。

また、私のほうは、今度、決算特別委員会でも、もう少し具体的にこういうものはどのように思うとか、それ

はまた次にやりたいと思っていますけれども、一応私のほうは、今日は、そういう面では皆さんからクエスチョンマークがつくようなことをしないこと、またおかしいと言われたいようなことが、やはり市全体に必要なのではないかとと思っています。ぜひその辺のところをお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育部長

人事をめぐって何かがあったということは、私自身について言えば聞いたこともないですし、教育委員会の人事は市長部局全体を含めてやっている部分ですので、まずそういったことというのはあり得ないだろうというふうには思っています。

○委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

市長が入室されますので、そのままお待ちください。

（市長入室）

共産党。

○中島委員

◎国保資格証について

一般質問に続いて資格証明書の問題を取り上げるために市長においでいただきました。今日は資料を2件出していただきましたけれども、「資格証・短期証の交付世帯数の推移」を平成13年度から19年度まで見ましても、資格証明書の発行数は500世帯前後でこの数年来経過しております。最初に、この資格証明書と短期証ですけれども、資格証明書の交付基準と交付目的についてお答えください。

○（医療保険）保険収納課長

最初に資格証明書の目的でございますけれども、平成12年に法改正がございまして、小樽市は13年度に要綱を改正いたしまして、これまでの「できる規定」から「すべて発行するものとする」と義務化されまして、所要の改正をして現在に至っているわけでございますけれども、資格証明書の発行といいますのは、加入世帯との接触の機会を増やして納付相談や納付指導を充実させることを最大の目的としているというふうに考えてございます。

それから、資格証明書の交付基準につきましては、前1年間の納付状況を見まして納付の実績が全くないと、そういう世帯に対しては資格証明書を発行してございます。

○中島委員

世帯主などと直接接して、なるべく加入世帯と話し合いをして納付相談に応じて、納付を高めるための資格証明書の発行ですよね。この資料では交付世帯数についてはそういう改善があまり見られているとは思えないのですけれども、世帯との面談はどのように取り組んで、滞納理由をどのように把握されているのかお答えください。

○（医療保険）保険収納課長

確かに平成16年度がピークで、その後大体400世帯の後半とか、19年度につきましては501世帯となってございます。資格証明書に至るまでには、まず私どもといたしましては、このままの状態で行きますと資格証明書になりますという部分の予告書というものを事前に出しております。また、そこに至る前の督促状はもちろんのことでありますけれども、通常年4回の催告状とか、あるいは電話催告、それから担当職員による臨戸訪問等による滞納整理の手段をやってきてまして、さらにやはり中には文書催告に対しても反応のない方もございますし、何度臨戸訪問しても留守で、なかなか接触に至らないという方も確かにございます。そういった中でも、私どもは不在であれば当然メモを入れてきたりとか、そういう部分で御連絡くださいというやり方をとっておりますけれども、そういったことを講じましてもなかなか御連絡いただけないという世帯があるのはやはり事実でございます。

あと直接私どもが行ってお会いできればそれでいいのですけれども、また、いろいろな文書で反応がされて、市

の窓口に来庁されて直接お話しできるといったケースもございます。

○中島委員

平成19年度の501世帯のうち何件面談されたのですか。

○（医療保険）保険収納課長

正直申しまして、この501世帯のうち居所不明の関係で返却されている予告書も2割程度でございます。その残りの8割に対して実際に何件直接接できたのかという数につきましては、現在詳細な部分はちょっと把握してございません。

○中島委員

それでは、対象世帯の事情が不明のまま8割の方に資格証明書を交付しているということですか。

○（医療保険）保険収納課長

先ほど答弁をしましたが、私どもの文書とか電話とか臨戸で接触できている方はやはりございますので、中には先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、なかなか接触できない。特に单身の方とか年齢的なものもございますけれども、特に若い方につきましては何度臨戸してもなかなかお会いできない。そういった部分がございますので、すべてが未接触のまま資格証明書の交付に至ったというわけではございません。

○中島委員

滞納理由については、この8割の世帯と接触してどういう状況だったかと把握しているのですか。

○（医療保険）保険収納課長

個々の方につきましていろいろ話を伺いますけれども、さまざまな滞納理由がございます。確かにいろいろ見ていきますと、収入が相当ある方も多くございます。その中でなぜここまで滞納になっているのかいろいろ事情を伺いますけれども、個別の債務があるとか、いろいろ事情も聞かせていただくのですけれども、その中でやはり今後の納付の見込みとかそういった話をして、月額幾らだとか、具体的な話にまで至る部分ももございますけれども、なかなかそこで話をいただいても履行に至っていないということで、結果的に資格証明書になったという部分がございますので、そういった結果だということでもあります。

○中島委員

「おたるの国保」というのを毎年出していますけれども、その中で不納欠損の理由というのが必ず書かれています。8割は貧困が原因と、これは小樽市の判断で書かれているのです。そういう皆さんの経過について、8割の方の理由がわからないままに資格証明書が発行されている。この資料を見ますと、平成13年度に資格証明書が284世帯に交付されていますが、この中にはそれ以来ずっと資格証明書を交付されている方がいるのではないですか。

○（医療保険）保険収納課長

平成13年度から7年間ずっとという部分は、時効とかの関係でないと思いますけれども、各世帯の記録をいろいろ見ておきますと、過去には徴収員が行っていたということで、納付の実績があったという方も多くございます。そういう面では過去には接触できている。その後いろいろな理由で滞納になって、3か月証を出していた時期もあったのですが、現在は、滞納があり、1年間全く納付実績がないという部分で資格証明書になったという方もおります。

○中島委員

結局、資格証明書を交付するときに本人と接触をする努力をしてやっているのだと言っていましたけれども、実際は本人と接触しきれないままに8割方の世帯に資格証明書が交付されているというのが実態です。本人の状況がわかっていないということです。特にもう一つの資料を見ていただくとわかるのですけれども、「10市における国民健康保険料(税)の収納率等の状況」の中では、滞納世帯の中に占める資格証明書の交付率というのは小樽は11.36パーセントと高いのです。ほかの市に比べて滞納世帯に対する資格証明書の交付率が高い。短期証の交付率は総体

的に少ないです。これはどんどん資格証明書を交付しているということではないでしょうか。この高さについてはどうお考えになりますか。

○医療保険部長

課長のほうで答弁をしています 8 割というのは、訪問をしていないということではなくて、資格証明書の交付世帯数は 501 件ございますけれども、滞納者の世帯にターゲットを絞って 501 世帯の追跡調査をしているということではなくて、やはり職員は担当地域を持っておりますし、特別徴収員と一緒に滞納整理に行っているものですから、その中では訪問をしてございます。ですから、一切相手方の事情等を調べないで資格証明書を送っているということではなくて、ちょっと時間をいただければ、我々のほうでもその記録はきちんと残してございますので調べることは可能ですけれども、先ほどのように、8 割が実態もわからずに資格証明書を送っているということではないということが、まず一つございます。

ですから、それは我々のほうで再度その 501 世帯、月にもよりますけれども、全部で 4,000 件とか 5,000 件といった件数を 10 名の職員で現在担当しているものですから、なかなかそこにだけターゲットを絞って追跡調査をするという状況にはなっておりませんけれども、繰り返しになりますけれども、整理表を見ますと過去の経過はわかりますので、それを改めて我々のほうでも再度また見て、どういった方法で接触できるのか研究していきたいというふうに思っております。

それから、今、世帯の状況から申しますと、確かに小樽市は今回の資料に書いておりますとおり、滞納世帯に対する割合というのは高いほうです。これはなぜかといいますと、実は小樽市の場合、逆に収納率が高いのです。つまり困難な事例しか残っていないということなので、その中で資格証明書交付世帯数で割り返したとき、小樽市としては、交付世帯率が高いということで御理解をいただきたいと思います。

○中島委員

市長は私の再質問に答えて、よく世帯の状況を確認した上で対応するように、こう現場を指導しているとおっしゃっていました。今のこの答弁のやりとりを聞いて、世帯の状況を確認してやっている現状だというふうにお考えになるのでしょうか。

○市長

基本的に払えない人から取るという気持ちはありませんから、払えない人に払えと言ったって払えないわけですから、それは考えてはいません。ですから、世帯の事情を聞いてどこまで払えるのか、払えないのかを確認するのが一番だと思います。ですから、担当課の話もありましたけれども、中には払えるのに払わない。私も昔納税課長をやっていたとして、保険証を返してきたのです。保険料は、払いたくない。病院にかからないから要らないから返すと、中にはそういう人もいます。ですから、いろいろな方がいらっしゃいますから、それはやはり個別に全部接触して、大半は接触できないという人が多いのが現実でもありますから、そのあたりは難しいですけれども、いずれにしてもきちんと対応できるように、接触できるように、それは努力していかなければいけないというふうに思います。

それから、国民健康保険料の滞納が 33 億円あったのです。これを何とかしたいということで当時の保険年金課の職員に、とにかく収納率向上のためのいわゆる接触を増やして、納付相談をして、そして収納率を上げるようにという、ペナルティがかからないように指導をしてきましたので、収納率は今、大変上がってしまっていて、ほかの市から見たら非常に高いわけですが、そのような状況もありますので、今、15 億円まで滞納は減りましたけれども、やはりこの部分が一番問題ですから、これはこれからも現年度分を中心に頑張る。そして、滞納部分も接触を増やして納付相談に応じながら対応していきたいと思います。

○中島委員

私も市長がおっしゃるとおりだと思うのです。やはり払えない人から取るなんていうこと自体はできないことで

す。これは残っていくのです。どんなに頑張ったって払えないのですから。それで今の実態がどうかということが問題なのです。この資料を見ていただければわかりますが、例えば帯広市の資格証明書の交付は18件です。どうしてこういうことになっているのかということをちょっと聞いてみましたら、帯広市では接触して話し合って、資格証明書交付世帯だという確認をしているところだけに出しているのです。接触できない、状況を把握できない方々には保険証を送付して、医療の保障をしているのです。ですから、基本はそこなのです。今の問題は、保険証をずっと出さないということで医療を取り上げる状況が続いているのです。これを少しでも改善しなければならない。市長がおっしゃったように滞納も解消していかなければならない。そこに医療を取り上げて医療が受けられない、そういう問題が起きてはいけないのです。そういう問題を解決するための工夫をしなければならないということで私は取り上げているのです。

また、子供のいる17世帯についてはどういうふうに状況を把握して情報をつかんでいるのですか。

○（医療保険）保険収納課長

この17世帯につきましては、当然過去に接触している経過がございます。まず、収入状況を見ますと、未申告あるいは推計、そういった方もございますけれども、往々にしてそこその収入がある家庭がほとんどでございます。中には一般質問で委員が収入、所得の話をされておりましたけれども、相当上位の収入の方も数件ございます。やはりそういう部分では負担能力ということから見ますと、支払できる方ではないのかというふうに私どもはとらえております。

それから、中には既に臨戸をしている方もございますし、話を聞かせていただきましたら、別の社会保険に加入していると、ある意味では解決している方もございました。それから、市外に転出したという方もございましたし、現在、納付状況が好転して今月には6か月証を交付する予定だと、そういった方も1件ございました。当然私どもも努力はしているのですけれども、先ほど来答弁をしていますけれども、この数年未接触でお会いできないという方も中には6件程度ございましたので、特に今月中にはこの17世帯に対して改めて調査をしていきたいというふうに予定しているところでございます。

○中島委員

資格証明書を発行する段階では、何件はこういう状況です、何件は連絡がつかなく、こういう状況ですという形できちんと接触をして、あるいは理由を把握しているということを報告した上で交付しているということをきちんと説明していただきたいと思います。

これは社会問題になっていっているということで、今、厚生労働省も全国的に国民健康保険料の滞納者に対する資格証明書の交付で子供のいる世帯があるのかどうか、各自治体で子供たちに対する特別な対策をとっているのかどうか、今月の30日を締切りに調査に入っています。基本的に私は命を保障する保険証の取上げはやめるべきだと思います。別の形でできる方法はないのかと思いますし、とりわけ子供についてはこれは子供に責任はないわけですから、資格証明書ではなくて本証をきちんと交付するというふうにしてほしいと思っているのですが、市長はこの17世帯については改めて調査をさせるとおっしゃっていました。調査をして、その結果を見て、子供たちへの本証の交付を検討していただけると考えてよろしいのでしょうか。

○市長

調査結果がわかればそういうこともあり得ると思います。

○中島委員

大変うれしく思います。よろしく御検討してください。

◎観光について

次の質問に入ります。

観光問題についても、一般質問の市長答弁で蟹工船ツアーが本格的に取り組まれるということで大変期待してい

ますが、観光案内所の問題です。観光案内所の運営交付金が平成19年度予算でも850万円出ていますが、これはどのように運営されているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光案内所の運営に当たっての費用につきましては、小樽市のほうから交付金という形で支出いたしまして運営している形になっております。

○産業港湾部長

補足いたしますけれども、案内所自体の設置者としては小樽観光協会でございますが、かかる費用に相当する全額は小樽市が交付金という形で支払っております。

○中島委員

ツアーというのは全体として企画して動いていくものですから、それはそれでいいのですけれども、個人型観光が多いというのも小樽の特徴だというふうに何回かお聞きしています。そういう方々が観光案内所に来て、今日はこういうことをしたい、これだけの時間でこんな観光をしたいと相談に来ると思うのです。そういうときに、今回は多喜二の墓のことを例に出しましたが、旭展望台に行くにはどういう公共交通機関でどこから乗ればいいのかとか、こういう説明が要るのです。しかし、大変不便な状況なのですけれども、こういう単品の説明だとか、あるいはそういうとき相談されたことにどう対応するかというフィードバックのシステムというものはあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光案内所の情報のフィードバックの関係でございますけれども、観光案内所は3か所で運営しておりまして、その中で職員がローテーションで回っているという形になっておりますので、その時々で聞かれたことで例えば次の者に引き継がなければならないような事例もございますので、その部分は日誌などという形で置いておくことにしておりまして、次のローテーションの者にわかるような形にしておりますし、ほかの案内所にも周知が必要な部分につきましては、観光協会を通じて各案内所に行くようなシステムの中で取り組んでいるところでございます。

○中島委員

観光ボランティアのユニフォームの交付金というのでしょうか、ユニフォーム代金の問題ですけれども、説明ではこれまで小樽観光誘致促進協議会から出されていたけれども、観光協会と組織統一をされたことで今度は観光協会からの支給になる。協会の判断で9万円から3万円になりました。これは別団体ですから、小樽市が個々にあしなさいこうしなさいということは言えない、これはわかります。私が観光協会の方にも直接お話を聞きましたところ、財政的に大変苦しいと言っておりまして、この市民に対するユニフォームの支給についても内部で検討してやめようという話も出たそうです。一気にやめるのもどうかと言って3万円にしたのです。こういう話を聞きますと、風前のともしびというか、資金状況によってはなくなる可能性もある話だというふうに聞いてきたのですけれども、観光の発展のために組織的には統一したけれども、市民サービスとしては低下したと、こう言わざるを得ないのかと思うのですが、こういうことは予測されていたのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光協会と観光誘致促進協議会の統合について、財源の部分でなかなか苦しくなることがわかっていたかという御質問だと思うのですが、その部分につきましては必ずしも統合イコール財源が不足するというような形というふうには考えておりませんし、私どもとしては観光協会が独自の事業を実施していく中で、いろいろな事業を取捨選択する中で財源を使って実施しているものでございますので、統合がそのまま財源の問題に結びつくというふうには認識しておりません。

○中島委員

例えばそういうことで、もうこれ以上ユニフォーム代などは出せないというふうになったときに、小樽市が別個

にこの市民ボランティアに対する対応としてユニフォーム代の助成というか援助というか、そういうことはできるものなのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室長

ユニフォームの助成の関係ですけれども、初めに「小樽おもてなしボランティアの会」というのが立ち上がったのですけれども、これはあくまで第2回目の雪あかりの路の市民ボランティアを当時小樽観光誘致促進協議会が募集したと、まずそこから誘致協議会の事業として始まったのです。そして、平成12年度に、今度はこれをきっちり組織化していきたいという中で会の発足になっていき、この会が発足したのは13年1月なのですけれども、12年12月に小樽雪あかりの路のプレイベントを運河会場で行ったときにユニフォームを全部つくって三十数着渡したと、そこから始まっています。その後、14年になったときにおもてなしボランティアの会から、この会の一つの目的というのがイベントの裏方と無料の観光ガイドだったのですけれども、大手の旅行会社から何とか有料のきめ細かなガイドができませんかという話が来まして、おもてなしボランティアの一員の方がそこから飛び出して小樽観光ガイドクラブをつくったという経過があります。それで、近年で言いますと15年度から18年度まで、これは同団体に対してユニフォームとかIDカードとかキャップとか、相当数つくっている。団体にお聞きしますと、脱退されたり入られたりする方がいらっしゃるのですけれども、ユニフォームはあくまで貸与という位置づけなので、夏物、冬物相当数あるのではないかと考えています。それで、あくまでも民間で行われた事業ですので、やはり民間の中で、今、観光協会と観光誘致促進協議会が統合になっていますので、その中で整理していただきたいと考えています。

○中島委員

わかりました。これは今後の事業の中で続けていかれるように願って、この質問は終わります。

◎電算システム改修費用について

最後に補正予算の問題なのですけれども、今回システム変更にかかわる案件が3件出ています。個人市民税の電算システム改修2,800万円。これは対象者が1万3,300人と言っていましたけれども、来年10月から実施だということですが、なぜ今改修という形になるのか、それについてまず教えてください。

○（財政）市民税課長

今、委員がおっしゃったとおり、来年10月から公的年金からの特別徴収制度が実施されますが、それに向けてのスケジュールとして現在想定しておりますのは、来年1月にまず公的年金等の支払報告書、従前ペーパーで社会保険庁等の年金保険者のほうから送られてきたものが、電子データで電子化されて送られてくることが予定されております。また、その後、実際には平成21年5月に社会保険庁が持っている年金受給者のデータが市町村のほうに配られてきます。これも電子データによって送られてくるということで、それを受けるシステム変更というのが必要になってきます。これらの受けた電子データを市のほうで電算処理して税額等を決定した後に、社会保険庁等にそのデータをまた送り直さなければならないという作業も来年7月に予定されております。

そういう形で、電子化に伴うシステム変更というのは、当面来年1月の公的年金の支払報告書から手続きが始まりますので、それに合わせて作業をしなければならないということで、今回の議会に補正予算をお願いしているところであります。

○中島委員

国保の保険者システムの改修経費の目的は何ですか。

○（医療保険）国保年金課長

国保につきましては、今年の4月からスタートしました後期高齢者医療制度の創設とか、退職者医療制度の対象者が75歳未満の方から65歳未満に変更になりましたが、このような国保の既存システムの大幅な改修事業は平成19年度から開始しておりました。ただ、20年度におきましても、当初は国保料の年金からの天引きを4月から実施す

る予定でしたが、10月からに変更となり、その後徴収結果を収納システムに反映させるシステムのプログラムをつくらなければならないとか、あと来年7月から実質的には開始となったのですが、高額医療と高額介護合算システムの構築だとか、そのようなシステムが出てきておまして、20年4月から9月まで半年間は予算措置をしていたのですが、さらに延長が必要だということで、6か月間の業務委託を延長するための経費を計上させていただくものでございます。

○中島委員

国保の年金からの天引きが10月から始まります。今まできちんと納めていた一部の方々は自分の口座からの引き落としも可能になり、そのためにまたシステムを変えなければならないということで、行政の仕事は後追いで次から次へと変更するたびに改修し、また改修する、こういうことが続いているのです。これから先まだ改修する予定はありますか。

○（医療保険）国保年金課長

特別徴収の関係でございますが、6月の当初賦課の時点では全体で2万2,902件のうち特別徴収対象者として1,766件おり、これらの方に特別徴収の通知書を差し上げました。その後、委員がおっしゃいましたように、国のほうが後期高齢者医療制度が本人の申出により口座振替ができるというような条件が出てきましたもので、国保もそれに倣ったというか、同じような体制をとらなければならないということで、改めてこの1,742件、先ほど1,766件と言ったのですが、その後死亡した方とか市外へ転出した方がいらっしゃいますもので、実際は1,742件の方につきまして口座振替の希望はどうかと聞きまして、その時点では354件の方が口座振替にしたいと来ております。ただ、今後の部分につきましては、保険料の特別徴収がこのままですと今のような形でいきます。ただ、10月からの部分ではなくて、それ以降も随時受け付けるような形になりますもので、若干の部分は出てくるのかと思いますけれども、特別徴収の部分につきましては、現時点の中では今後の部分としては、国のほうの制度が変わらない限りある程度落ちついてくると考えてございます。

○中島委員

なかなか大変なシステム変更が続いているのですけれども、このシステム変更の費用については全部国が負担してくれるのですか。

○（医療保険）国保年金課長

この費用の関係でございますが、国のほうの現時点での考え方の詳しい情報はまだ出ておりませんが、普通徴収の拡大に伴う広報費用については、先ほど答弁をしました千七百何件の方に一応口座振替の通知希望をとっておりますので、そのような費用も含まれるのかと思っており、そのほかにシステム改修経費については、「現在検討中であるが特別調整交付金のメニューに含める方向で検討している」というような回答が出ております。そのほかに全国市長会を通しましては、制度改正に伴って市町村に生ずる新たな負担については財政措置を講ずることというような要望もしてございますので、今後動向を見て、できるだけ負担が少なくなるような方向で持っていきたいと考えてございます。

○中島委員

市民税のほうはどうですか。

○（財政）市民税課長

今回、私どものほうのシステム改修に係る経費につきましては、市町村に係る徴税费の中で交付税措置が講じられるというように私どものほうでは説明を受けております。

○中島委員

結局こうなると保険料のほかに税金も引かれるということで、来年10月になると介護保険料、それから医療保険料ですね、国民健康保険料か後期高齢者医療保険料か。さらに市民税、この三つが年金から引かれる市民が出てく

るのです。そういうときの優先順位、どういう部分から引いていくという順番はどこでだれが判断して決めるのでしょうか。

○（財政）市民税課長

私どもが説明を受けている中では、支払われる公的年金の額からまず所得税が引かれ、その後、介護保険料を引きます。その後、介護保険料と国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料の合算額が2分の1を超える場合には国保料あるいは後期高齢者医療保険料は引かないということで、そうした場合には所得税、介護保険料、そして最後に市民税と差し引く順番になるというように説明を受けております。

○中島委員

その介護と国保の合算したのが2分の1というのは、所得税を引いた残りの年金に対し2分の1を超えるかどうかと見るのですか。

○（財政）市民税課長

国の説明では、所得税を引く前の支払われる年金額の2分の1を超える場合というように聞いております。

○中島委員

◎市民税に関する不服申立ての手續について

わかりました。これはもう少し研究して、市民の不利益にならないような申立てや意見を述べる機会というのがないのかどうかということがちょっと意見としてあるのですけれども、例えば国民健康保険料などでは、不服審査請求というのを通知が来たら60日以内に出しているのです。同じように、市民税の天引きなんていうことも納得できないという市民の皆さんに申立てや不服を述べる機会とか制度というのはあるのですか。

○（財政）市民税課長

市民税に関する不服申立ての手續でございますけれども、地方税法第19条に不服申立てができるという条文がございます。その中には市民税に係る税の賦課徴収に関することについて申立てができるとなっていますので、今回の特別徴収の方法についても賦課徴収の一部だというように判断ができますので、申立てはできると思います。ただし、地方税法上で特別徴収を行うことというように市町村に課せられている義務というように考えておりますので、申立てに対して認めるという処分が下される可能性は非常に低いのではないかと考えてございます。

○中島委員

◎病院の医事システム更新経費について

最後に、病院の医事システム更新経費の1億1,000万円ですけれども、補正にしては大変大きな額ですし、この時期にこの額の補正が出てくるということでちょっと理解に苦しむところがあるのですが、なぜ年度途中の9月に補正の1億1,000万円が出てきたのか。システム変更の理由の説明をお願いします。

○（二病）事務局次長

今回、更新するのは主に医事システムになります。このシステムは平成14年度に更新しておりまして、既にもう6年がたっており、そのために機械的にも耐用年数が過ぎているという状況になっています。また、プログラムを直すシステムエンジニアと呼ばれる方々も、古いシステムですので技術者も少なくなっているというようなことも挙げられます。また、ソフト面でも厚生労働省から求められているレセプトのオンライン請求にも対応できないシステムとなっていることから、今回これを更新するということになります。

ただ、この時期の補正予算ということでありまして、医事システムを選定するに当たりまして、将来的にオーダリングといいまして、医師のほうで検査や画像診断とか処方とかを今は伝票でやっておりますけれども、これをオンラインでやる。そうすることによって、患者の待ち時間が少なくなったり、いろいろな入力ミスとかを防げるとか、医療安全の面でもいろいろなチェックがきくということになりますけれども、こういったのも想定して、あるいは電子カルテも想定して、その中で医療システムを決めたいというふうに考えております。

その際に年度当初これを計上しなかった理由としましては、そのような全体的なシステム構成の検討が間に合わなかったということがあります。そして、このオーダリング、電子カルテ、それから医事システムの関係なのですが、大もとで電子カルテというものがあります。その一部にオーダリングシステムというものがあって、そのさらに一部に各部門システムというのがあるのですけれども、この部門システムの中の大きなものが医事システムになります。医事システムがAという会社に決まりましたら、オーダリング、電子カルテもAという会社のシステムになってしまいます。そのために先ほど答弁をしましたように、全体を見て、電子カルテそれからオーダリングとかを見て医事システムを決めると、どこの会社に決めるということのために今回の提案となりました。

○中島委員

でも、平成14年度の更新で現在までせいぜい6年ではないですか。6年ぐらいでだめなのですか。それと、今の時期に更新するというけれども、今までリースでしたよね。今度は予算をとって購入するという中身ですよ。なぜこういう変更になったのですか。

○（二病）事務局次長

まず、時期的なものになりますけれども、先ほども答弁をしましたレセプトのオンライン請求というのが平成22年4月から、これは全病院が義務づけになります。それに当たって22年といいますと2年ごとの大幅な診療報酬の改定がございます。この医事システムの更新に当たりましては、データ移行とかが物すごくかかりまして、半年ぐらいかかります。あと、例えば来年度の途中でシステム更新とかという形になりますと、年度で押さえている調定とかに非常に影響が出てきます。そのためにできれば10月に業者を決めて、来年4月から本格的に更新をしたいというふうに考えてございます。

それから、リースにしていたものをなぜ一括でということなのですかけれども、医療機器と同じように起債でということを考えていますので、そうすると国のほうからも交付税措置がされますので、そうすると病院のほうの経費も負担軽減になるということでございます。

○中島委員

リースで対応していたものを購入すると言っても、医療機器と同じという対応でしたら、収支決算がプラスの格好で出ない限りは認められないという問題が起こるのではないかと思います。その点はいかがですか。

○（二病）事務局次長

ちなみに、今の機器をずっと現行のままリースを続けていくということと、それから今回起債を導入して更新するというところで考えた場合に、平成21年度から25年度までの試算で大体3,700万円ぐらい逆に経費が浮くような形になります。

○（樽病）事務局長

経費については、事務局次長が答弁したとおりですけれども、当然、起債導入ですので、ほかの医療機器と全く同じような条件ということになります。

○新谷委員

◎後期高齢者医療制度の保険料について

後期高齢者医療制度の保険料について伺います。

障害年金と遺族年金で非課税なのに、前年度の何倍もの保険料が掛けられているということが起きております。こういう年金の場合は、所得の申告の義務がないということで申告しないために均等割の軽減が受けられないということですが、この申告をするかないで保険料はどのぐらい違うのかお示してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

保険料の関係で均等割の部分ですが、仮に申告をしなかった場合は、未申告の者については均等割の軽減

措置の対象としない取扱いになっておりますので、現在 4 万 3,143 円がそのままかかるということになります。仮に申告がありまして低所得者で 7 割軽減になった場合は、4 万 3,143 円の 3 割で 1 万 2,900 円になります。今回の新たな軽減措置で 8.5 割軽減になるとしますと 6,300 円ということになります。

○新谷委員

それで、小樽市には障害年金、遺族年金の方たちがどれぐらいいるのか、また、未申告の人はどのぐらいなのかお知らせください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

未申告ということですので、障害年金とか遺族年金の方がどれだけ含まれているかということはありませんけれども、今年 2 月に未申告者を抽出いたしまして申告の案内を出した件数が 2,004 人おります。

○新谷委員

ということは、2,004 人から未申告の方の人数はわからないですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今答弁をしましたのは、保険料を掛けるに当たって 75 歳に到達する人のデータをつくったときに、税情報をいただいたときに未申告の方が 2,004 人いる。保険料を計算するために申告が必要なので、その 2,004 人の方々に簡易申告をしてくださいという勧奨の文書を送付した数ということになります。ちなみに、これらの方々から申告があった方、今日時点で 1,723 人、一応当初から比べますと回収率は約 86 パーセントということになります。

○新谷委員

申告をしない分は、来年こういことがわかって申告したら今年度分というのは戻ってくるのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

後で気がついて申告されたら修正になるのですけれども、その保険料については 2 年度分さかのぼるということになりますので、例えば今年度であれば 19 年度、18 年度の 2 年度分が修正申告できるということになります。

○新谷委員

障害年金なんかも非常に低い年金ですし、申告していなかったためにその数倍もの保険料というのは非常に重い負担です。この簡易申告書というのは自治体、市で発行できるものだと思いますけれども、まだ来ていない人たちに対して改めて軽減できるということをお知らせすべきだと思うのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○医療保険部次長

未申告の方への申告の勧奨ですけれども、国民健康保険のほうは当初と、それから落ちついた段階の 2 回勧奨しています。後期高齢者医療保険についても当初申告勧奨をしておりますので、今、いろいろと仕事に追われていますが、近いうちに個別の勧奨を出していきたいというふうに考えています。

○新谷委員

ぜひそのようにお願いしたいと思います。

◎丸大食品のクリームパンダ使用について

次に、食の安全ということなのですが、先ほど質問もありましたが、日清医療食品についてですけれども、このホームページで納入先が一番多いのは北海道です。208 施設、1 万 3,950 個が納入されていますが、日清医療食品の問題の「クリームパンダ」ですが、これを市の施設で使っていたところ、病院はなさそうでしたけれども、学校給食あるいは保育所、それから放課後児童クラブなど、こういうところで購入はしていませんでしたか。

○（教育）学校給食課長

今お尋ねがございました「クリームパンダ」等丸大食品の関係でございますけれども、学校給食の関係におきましては使用はございません。

○（福祉）子育て支援課長

福祉部のほうでは、公立保育所等は該当するものはございませんでしたけれども、指定管理をしております小樽市さくら学園、こちらは給食業務を日清医療食品に委託をしておりまして、本日さくら学園に確認したところ、丸大食品の「クリームパンダ」35グラムの規格のものについて、8月29日に在籍児童におやつとして提供しているということがわかりました。これにつきましては、同時にさくら学園と日清医療食品との間でのやりとりが今日行われておりまして、さくら学園が献立表等を調べましたところ、献立表では8月27日のおやつとして載っていたのですけれども、当日欠席者が多かったということで、29日に振り替えたというふうに聞いています。

○新谷委員

何人が食べたのですか。

○（福祉）子育て支援課長

さくら学園は現在20名在籍しているのですけれども、8月29日につきましては18名が出席しておりました。それでそのうち2名が早退したということで、児童に対しては16名分、そのほかに試食ということで職員1名が食べているというふうに聞いております。

○新谷委員

それを食べた子供たちに健康被害はなかったのでしょうか。ちょっと日にちがたっていますけれども、食べた後何か訴えたという事実はなかったのですか。

○（福祉）子育て支援課長

現在までに健康被害が発生したというような報告はございませんけれども、それにつきましては今後もしばらくの間様子を見ていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

健康被害というものがなかったようなのでよかったのですけれども、改めてその日の子供たちの状況はどうだったのか。そういうものだと知らないでどこかおなかを痛くしたとかがあったかもしれませんので、改めてその日の状況を聞き取るなど調査をすべきだし、改めてそれについても報告していただきたいと思いますが、いかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

委員のおっしゃるとおりでして、さくら学園でも児童、保護者に対しましては、たまたま週末に運動会がありまして、今日は代休ということなのだそうですけれども、保護者の家庭を今日の午後に回って、現在わかっている状況をお知らせする予定です。また、今後、関係業者に報告を求めるなどしまして、情報の収集に努めたいというふうに考えております。

○新谷委員

放課後児童クラブでもおやつが出ていますけれども、そこではどうだったのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

教育部のほうで所管しております放課後児童クラブについては23か所ございますが、これについては今のところまだ調査をしてございません。なお、放課後児童クラブについては月額1,500円のおやつ代ということで徴収しており、主なおやつについては袋菓子が一般的であります。そういうことでまだ調査はしておりません。

○新谷委員

先ほど御答弁もありましたけれども、北京オリンピックに絡めてクリームパンダということで、子供には喜ばれるお菓子だったと思うのですけれども、改めてそこも調査していただきたいと思います。

◎汚染米転売事件について

それから、汚染米転売事件です。これは愛知県の学校給食会が冷凍のオムレツを給食センター、それから学校調理場に納入しているということが報道されておりますが、小樽市ではこのすぐる食品株式会社のオムレツなどは使

っていなかったのですよね。それで、カビ米を政府から購入したのは島田化学工業株式会社で、カビ米からつくったでん粉の用途を限定せずに、仲介業者を介して食品製造販売会社に転売していたということですから、どれだけ広がっているかはわかりません。ちなみにこのでん粉に限って伺いますが、小樽市の学校給食では、どこから購入しているのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

学校給食の調理で使っているでん粉につきましては、北海道学校給食会から購入をしております。製造元は土幌農協ということでございまして、道内産のジャガイモを原料としたでん粉です。

○新谷委員

北海道学校給食会から購入しているということで、今のところこの点についての心配はありませんけれども、でも今言いましたようにその販路がまだまだわかりませんので、改めて北海道学校給食会に安全性を確かめるという要請をして調査していただきたいと思いますが、いかがですか。

○（教育）学校給食課長

島田化学工業も最近出てまいりましたし、この前は三笠フーズのほうでございましたけれども、学校給食会としまして報道があった以降、米の加工品ということで、例えば成分の中で米があったり、それから酒精などの表示がある製品については、メーカーのほうに照会をして安全性を確認しているというふうに聞いています。その後、今のでん粉等が出てまいりましたので、引き続きそうした部分についても確認を進めるというふうに聞いております。私どもも今お話がございましたように、いろいろ米の加工品ということでは入っていると想定される部分はございますので、学校給食会とも連携をしながら、情報収集や安全確認に努めてまいりたいというふうに思います。

○新谷委員

私も食の安全について質問をしたばかりだったような気がするのですが、次から次へとうこういうことが起き出して、何を食べたらいいのかという不安は大変大きいです。それで、小樽市が日清医療食品からいろいろ購入しているということで、この日清医療食品というのが、先ほどもお話がありましたけれども、三笠フーズの汚染米を多数の施設に納入していた上に、今度のお菓子という問題で、病人や子供それから高齢者など体力の弱い人たちに食されていたということで、本当に大きな問題だと思います。

それで、こういう有害食品の販売、それから指定外添加物ですね。メラミンはこの指定外添加物だということですが、これを使用した場合の食品衛生法上の罰則規定については、どのようなことが行われるのですか。

○（保健所）生活衛生課長

先ほど吹田委員の御質問にもございましたようにメラミンについては食品ではございませんで、これは樹脂の原材料ということでございます。これは、中国のほうでは報道でしか私も存じておりませんけれども、たんぱく価を上げるような形で使われているというふうなことなのだと思いますけれども、これについては私の知る限りでは、食品添加物としては認められておりません。ただ、食品に含まれたときの汚染物質としての規定がございまして、米国食品医薬品局（FDA）では、耐容一日摂取量を体重 1 キログラム当たり 0.63 ミリグラム以下でなければならないというような規定がございます。

食品衛生法上の問題なのだと思いますけれども、これは健康被害を起こす可能性がある物質が含まれるということになりますので、食品衛生法第 10 条違反ということで、輸入品の場合、今回は中国で使われていた部分については水際ところで本来とめられるべき部分です。もし万が一日本の中で使われたような場合にも、同じように使ってはいけないもの、健康に害のあるものを使ったということで同法第 10 条の違反になります。

○新谷委員

食品衛生法第 3 条で、食品等事業者の責任ということがうたわれていまして、ここでは販売食品等の自主検査の実施などをうたっております。それで、日清医療食品は当然大量に販売するところですから、自主的に検査をしな

ければいけないと思うのですが、小樽市は保育所などの施設、病院とか、あるいは先ほどの指定管理者も含めて、こうした事業者からの安全性を確かめるための成分表とかをきちんともらっていますか。それぞれお答えください。

○（教育）学校給食課長

学校給食の製品につきましては、物資選定委員会を運営協議会のほうで設けておりまして、その中で選定をしております。品質、価格が基本でありますけれども、そうした中でも、今、委員がおっしゃられました成分分析表若しくは原料配合表と言われておりますけれども、こういったものが原材料かということで確認をしているところでございます。

ただ、中には、先ほどもちょっと答弁をしましたが、一部表記等が、例えばでん粉などという表記がございまして、それが例えば米由来なのかジャガイモ由来なのか、その部分では副原料が一部入っているような場合には、そこまで表記がないものもございまして、そうしたものも含めてははっきりしたいということです。

○（樽病）医事課長

小樽病院におきましては調理場マニュアルというものがございまして、その中で納入業者から微生物及び理化学検査の結果報告について年 1 回以上ということですので、日清医療食品を含めまして納入業者のほうからは、2 回ほど報告をいただいております。

○（福祉）子育て支援課長

まず指定管理者の部分については、社会福祉法人後志報恩会が今指定管理をしているのですが、それから指定管理をお願いしている私どもとしても、給食業務の委託先業者に対しましては安全性の維持向上について求めていくなどして、今後また食の安全について努めていきたいというふうに考えております。また、保育所等についても現状の対応を、さらに細かく進めていきたいというふうに考えています。

○新谷委員

病院のほうなのですが、もちろん微生物、それから理化学検査というのはきちんとなさなければいけないことなのですが、添加物を採取して、それが安全かどうかをやはりきちんとなさなければならないのではないかと私は思いますので、日清医療食品だけに限りませんが、いろいろ取引をしているところからきちんという内容を、学校給食のように成分分析とか、そういうものを出してもらった必要があるのではないのでしょうか。

○（樽病）医事課長

食の安全というのは非常に言われておりますし、当然しなければならないことですので、今後、病院に納入された時点でそれはできませんので、その納入過程等でそれが安全かどうかを、日清医療食品だけではなくていろいろな納入業者の流通経路というのをもう一度当たって、食の安全というものに努めてまいりたいと思います。

○新谷委員

できれば食品の流通経路の分析、そういうものも提出してもらいたいと思います。

◎食の安全について

それから最後になりますけれども、こういう問題が次から次へと起こるというのは、やはり食料自給率が下がっている中で輸入に頼っているということが一番大きな原因です。先ほど保健所のほうからもありましたけれども、水際で防ぐのが一番大切なことですし、あわせて食料自給率の向上もこれはもう絶対欠かせないことですが、水際でこうしたことを防ぐための検査体制の強化を改めて国に要望していただきたいと思いますが、どなたが答えていただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

食の安全の不信への対策の充実というふうな部分になるかと思うのですが、この春の北海道市長会の要望事項として、やはりそこら辺の関連の部分で決議されまして要望を出しております。今、このような関係を含めて

特に問題になっておりますので、やはり検査についても関係のある部分で要望をしていくような形をとっていきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。